

秦野市都市農業振興計画

令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）

～多様な担い手がつなく、農の恵みが溢れる都市（まち）～



令和3年（2021年）3月

秦 野 市

秦野市都市農業振興計画

「多様な担い手がつなぐ、農の恵みが溢れる都市(まち)」の創造に向けて

本市は大都市近郊に位置しながら、美しい里地里山と農地、そして、全国名水百選に選ばれた「秦野盆地湧水群」などを有し、潤いのある緑豊かな生活環境にあることから、新鮮・安全な農産物の供給はもとより、市民に身近な農業体験の場など、都市農業の振興に適した環境にあります。



この「水とみどりに育まれた都市(まち)」の特性を生かした魅力ある本市農業の活性化を図るため、平成21年3月に「秦野市都市農業振興計画」を策定し、平成24年3月及び平成28年3月に見直しをした中で、農業者、市民、関係団体及び行政がそれぞれの役割を分担しながら、計画の実現に向け、施策の展開を図ってまいりました。

このたび、前回の見直しから5年が経過し、これまでの取組の検証を踏まえた中で、引き続き、本市農業の将来像の実現に向けた取組の方向性や施策の展開を明らかにするため、ここに、新たな「秦野市都市農業振興計画」を策定いたしました。

今後は、中学校完全給食の開始による食農教育の充実や新東名高速道路の開通を契機とした多種多様な体験型、交流型の観光農業の推進による魅力発信など、これまで以上に農業の果たす役割は重要になります。

本市農業の将来像として掲げた「多様な担い手がつなぐ、農の恵みが溢れる都市(まち)」の創造に向け施策を推進してまいりますので、農業者及び市民の皆さま、関係団体の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

むすびに、本計画の策定に当たり、熱心にご検討いただきました都市農業振興計画推進委員会委員をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの皆さまに厚くお礼申し上げます。

令和3年(2021年)3月

秦野市長 高橋昌和

■ 目次

1 はじめに	1
(1) 趣旨	1
(2) 計画の位置付け	2
(3) 計画の期間	2
(4) 計画の策定にあたり配慮すべき事項	2
2 現状と課題	4
(1) 秦野市の概要	4
(2) 現状	6
(3) 農業に関するアンケート調査	14
(4) これまでの取組概要	20
(5) 主な課題	21
3 秦野の農業の将来像	24
4 施策の展開	26
基本目標Ⅰ 農業経営の安定化と担い手の育成・確保	28
基本目標Ⅱ 農地の保全と農地の持つ多面的機能の活用	35
基本目標Ⅲ 安全な農産物の生産・消費による地産地消の推進	39
基本目標Ⅳ 農業に対する理解の促進と交流の活性化	44
5 重点施策・事業	49
(1) 認定農業者・地域の中心経営体の確保	50
(2) 農業経営の合理化の促進	51
(3) 新たな担い手の育成・確保	52
(4) 環境整備	53
(5) 農道・農地の整備、維持管理	54
(6) 農地の利用集積の促進	55
(7) 地産地消の推進	56
(8) 環境にやさしい農業の推進	57
(9) 特産・振興農産物の普及・拡大	58
(10) 体験型農業の拡充	59
(11) 食農教育の推進	60
6 計画の推進に向けて	61
【資料編】	63
1 都市農業振興計画の策定経過	64
(1) 主な経過	64
(2) 秦野市都市農業振興計画推進委員会委員名簿	65
(3) 秦野市都市農業振興計画推進委員会規則	66
(4) 秦野市都市農業振興計画に関する提言書	68
2 前計画における目標設定一覧	70
3 前計画の進行状況について	71
4 目標設定一覧	77
5 目指す営農モデル	78

1 はじめに

(1) 趣 旨

近年、農業を取り巻く情勢は大変厳しく、農業者の高齢化や後継者不足はもとより、毎年のように頻発する自然災害、異常気象や人口減少に伴う国内マーケットの縮小、TPP11（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）、日欧EPA（経済連携協定）、日米貿易協定の相次ぐ発効によるグローバル化の一層の進展など将来の農業・農村の持続的発展のためには、時代に対応した新たな展開や方向性を見出すことが求められています。

さらに、平成27年9月に国連において採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の理念を踏まえた取組や新型コロナウイルス感染症に伴う「新しい生活様式」への対応など、新たに取り組むべき課題にも直面しています。

このような中、国は、成長戦略において、農業を「成長産業」と位置付け、生産現場の強化やスマート農業（ロボット、AI、IoTなど先端技術活用する農業）の推進など農業改革を加速させるための施策を打ち出すとともに、令和2年3月には、今後10年間の農政の指針となる新たな「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定しました。本計画では、担い手の育成や農地の集積・集約化等農業経営の底上げにつながる対策を講じることで幅広く生産基盤の強化を図り、その上で、国内需要の変化への対応、輸出拡大への取組や、美しい棚田、田園風景の保全による活力ある農村の実現を目指すこととしています。

本市においては、平成28年3月に、計画の進捗状況や国の動向等を踏まえたうえで、農業者、市民及び関係団体と連携し、農業・農地のもたらす様々な恵みを生かしたまちづくりを進めるための指針となる「秦野市都市農業振興計画（以下「都市農業振興計画」という。）」の見直しを行い、本市農業の将来像として設定した「多様な担い手がつなぐ、農の恵みが溢れる都市（まち）」の実現に向け、取り組んできました。

しかし、前回の見直しから5年が経過し、より時代の変化に対応した実効性のある計画の策定、取組をする必要があることから、有識者や農業者、関係団体からなる「秦野市都市農業振興計画推進委員会」を設置し、令和元年に改正された、神奈川県（以下「県」という。）の「都市農業推進条例」の基本理念を踏襲しつつ、平成30年に第三次計画が策定された秦野市農業協同組合（以下「農協」という。）の「地域農業振興計画」の内容なども考慮しながら、具体的な方針や目標数値などについて検討し、本市の新たな都市農業振興計画を策定することとしました。

(2) 計画の位置付け

都市農業振興計画は、本市農業政策の最上位の計画となるものであり、国、県及び農協等の計画や本市の上位計画等との整合を図りながら、策定するものです。

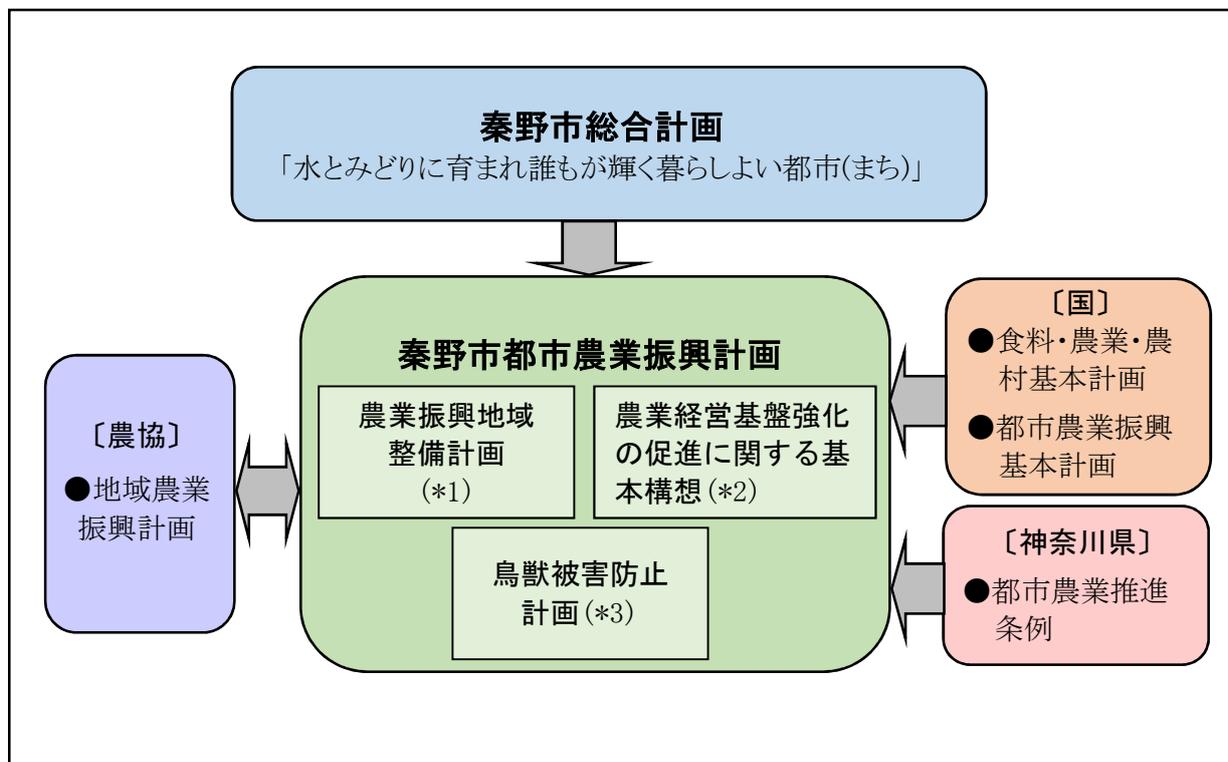


図 1-1 計画の位置付け

(3) 計画の期間

都市農業振興計画の計画期間は、秦野市総合計画はだの2030プラン（計画期間：令和3年～令和12年）前期基本計画の策定に合わせ、より実効性のある計画とするため、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

(4) 計画の策定にあたり配慮すべき事項

ア 都市農地（市街化区域内農地）の位置付け

人口減少や高齢化が進む中、都市農地に対する開発圧力の低下や東日本大震災を契機として、防災の観点からも都市農地を保全すべきとの声広がってきたことを踏まえ、国は、都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として、平成27年4月に都市農業振興基本法を制定しました。

さらに、平成29年5月には、生産緑地法が改正され、生産緑地の指定期限を延長できる「特定生産緑地制度」の創設や農業用施設に係る建築規制を緩和するとともに、翌年6月には、都市農地の貸借の円滑化に関する法律が制定さ

れ、生産緑地を貸借した場合にも相続税の納税猶予が継続されるなど、都市農地の保全を推進するための法整備が行われました。

このように、都市農地の位置付けが「開発すべきもの」から「あるべきもの」へと大きく転換され、都市農地が有する農産物を供給する機能はもとより、防災空間や農業体験・交流活動の場、良好な景観の形成といった多面的機能を有効に発揮させるため、地方公共団体において、都市農業を振興するための計画（以下、「地方計画」という。）を定めるよう努めることとされました。

本市においては、都市農業振興基本法の制定前に、いわゆる広義の都市農業という観点から、既に市街化区域内農地も含めた市域全体の農業振興を目的として、平成21年3月に都市農業振興計画を策定しており、法の目的に沿った内容となっていることから、新たな本計画を地方計画としても位置付けることとします。

イ SDGs への対応

平成 27 年 9 月に、国連サミットにおいて国際社会全体の目標として、SDGs (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)) が採択されました。

SDGs には、2030 年を期限とする包括的な 17 のゴールと細分化した 169 のターゲットが設定されており、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、「経済・社会・環境」にわたる課題に、統合的に取り組むこととしています。

特に SDGs における理念の中核を成す「持続可能性」は本市の農業においても通ずることであり、本市の農業を持続的に発展させていくためにも、SDGs の理念を踏まえて計画を策定することとします。

*1 農業振興地域整備計画

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、優良農地を保全しつつ、地域農業の振興を図るための計画で、農用地利用計画や農業生産基盤の整備・開発計画などを明らかにしたもの

*2 農業経営基盤強化の促進に関する基本構想

農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手や新たに農業経営を営もうとする青年等新規就農者を育成するため、農業経営の目標を設定し、その実現に向けた方策などを明らかにしたもの

*3 鳥獣被害防止計画

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき本市の具体的な被害対策の方針を定めたもの

2 現状と課題

(1) 秦野市の概要

ア 位置と地勢

本市は神奈川県央の西部に位置し、市域は、東西約13.6km、南北約12.8km、面積103.76km²で、東部は伊勢原市、西部は松田町と大井町、南部は中井町と平塚市、北部は山北町、清川村及び厚木市に接しています。

市の中心部は、東京駅から約60km、横浜駅から約37kmの距離にあり、北方にはいわゆる神奈川の屋根丹沢連峰がひかえ、南方には渋沢丘陵と呼ばれる台地が東西に走り、県下で唯一の典型的な盆地を形成しています。

市内を流れる河川の多くは、丹沢連峰の稜線の合間から発しており、なかでも塔ノ岳からの水無川、春嶽山からの金目川は、盆地に入って扇状地地帯を形成し、これが今日の市街地となっています。扇状地は、丹沢山地から搬出され堆積した砂礫層と、箱根火山等から飛来した火山灰が基盤の上で互層構造を形成し、この層の厚さは深いところで200mと推定されます。

このような地形的特質から、秦野盆地は地下水を豊富に蓄えており、これらの地下水は盆地内の各所で湧き出し、これが秦野盆地湧水群として全国名水百選の一つに選ばれています。

気候は年平均気温が15.9℃（最高35.3℃、最低-1.4℃）と比較的温暖で、多様な農産物ができる恵まれた条件下にあります。

イ 人口

本市の人口は、昭和30年の市制施行以降、平成12年まで一貫して増加し、その後、少子高齢化などの影響により、増加傾向は鈍化したものの、平成22年には17万人を超えました。

しかし、その後は、少子高齢化の進行などにより減少に転じ、令和2年(1月1日現在)は、164,961人となっています。

また、年齢別の人口は、14歳以下(年少人口)及び15～64歳(生産年齢人口)の人口が減少する一方、65歳以上の老年人口が年々増加しています。

表 2-1 総人口及び年齢3区分人口割合

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	164,722人	168,142人	168,317人	170,145人	167,378人	164,961人
14歳以下	15.7%	14.1%	13.1%	12.5%	11.9%	11.0%
15-64歳	74.3%	73.5%	71.1%	66.6%	61.1%	58.6%
65歳以上	10.0%	12.4%	15.7%	20.3%	26.1%	29.6%

資料：国勢調査及び年齢別人口統計調査

注1) 平成7年から27年は10月1日現在、令和2年は1月1日現在

ウ 土地利用

本市の面積は10,376ha(103.76km²)で、その全体が都市計画区域に指定されており、このうち市街化区域は2,438ha(23.5%)、市街化を抑制する市街化調整区域は7,938ha(76.5%)となっています。

市街化区域の8%に当たる195.8haが農地となっており、そのうち、50.5%(98.8ha)が生産緑地地区(*1)になっています。また、市街化調整区域の43.3%に当たる3,439haが農業振興地域(*2)になっており、農業振興地域のうち、20.8%(715.6ha)が農用地区域(*3)に指定されています。

農地の外周部は主に森林地域で、その大半が丹沢大山国立公園及び県立丹沢大山自然公園となっています。

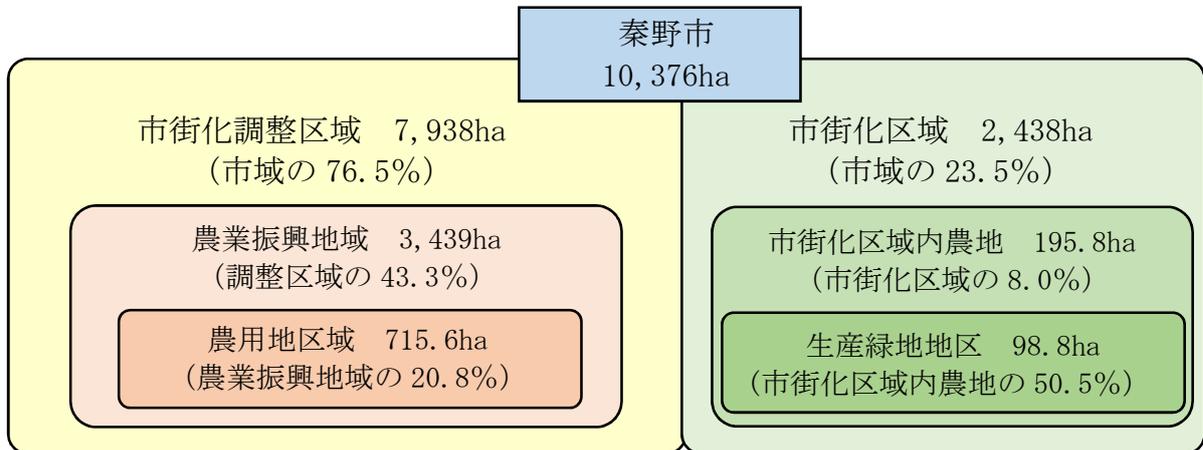


図2-1 土地利用状況 (令和2年4月1日現在)

注1) 市街化区域内農地の面積については令和2年1月1日現在

- *1 生産緑地地区……………市街化区域のうち、災害防止等に効果があり、かつ公園・緑地などの公共施設用地として適した農地で、市が指定した地区
- *2 農業振興地域……………総合的に農業の振興を図ることが相当な地域
- *3 農用地区域……………農業振興地域のうち、今後とも長期間にわたり農業上の利用を図るべき地域

(2) 現 状

ア 担い手

本市の農業は、認定農業者などの中核的農業者をはじめ、高齢・女性農業者などの多様な農業者や営農類型別の部会、経営士会及び後継者クラブ等の様々な団体・組織により支えられてきました。

しかし、全国的な傾向でもある担い手不足の問題は、本市においてもその傾向が現れており、近年加速化する担い手の減少への対応が求められています。

このような背景から、平成17年度に農業支援に関する窓口（市、農業委員会及び農協）を一本化した「はだの都市農業支援センター」を設置するとともに、農業経営基盤強化促進法の改正を契機に平成18年に開設した「はだの市民農業塾」の実施により、多様な「農」の担い手の育成・確保に取り組んでいます。

表 2-2 農家戸数、基幹的農業従事者の推移

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口（人）	168,142	168,317	170,145	167,378	164,961
農家戸数（戸）（*1）	1,699	1,505	1,475	1,376	984
基幹的農業従事者数(*2)（人）	1,303	1,398	1,270	1,072	720

資料：国勢調査及び年齢別人口統計調査、農林業センサス 2020

注1)総人口は各年10月1日（令和2年は1月1日）、農家戸数・基幹的農業従事者数は各年2月1日現在

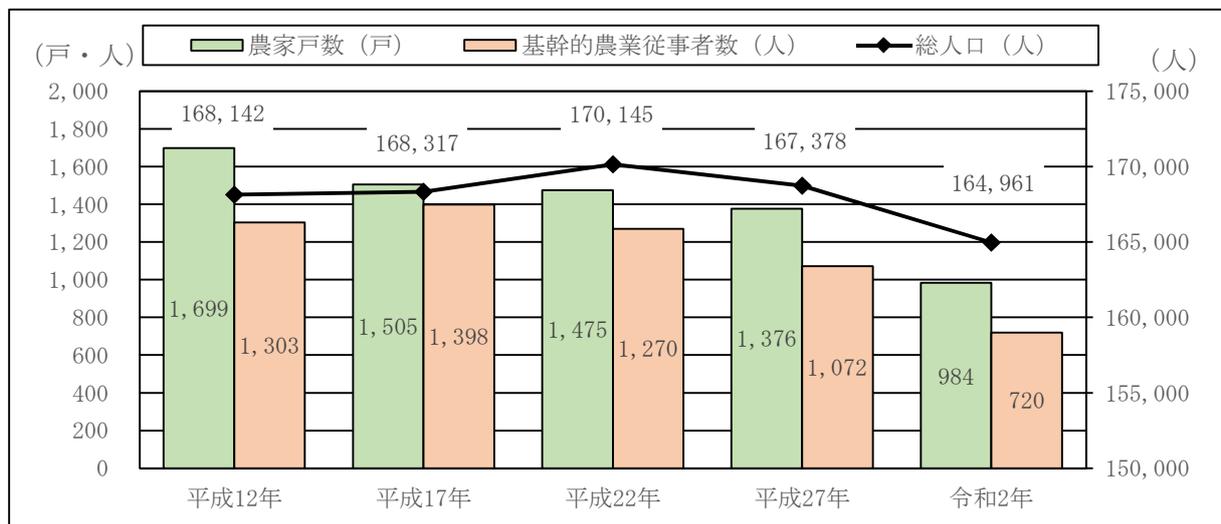


図 2-2 農家戸数、基幹的農業従事者数の推移

*1 農 家 戸 数…………… 調査期日現在で、経営耕地面積が10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10 a 未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯の数をいう

*2 基幹的農業従事者数… 自営農業に主として従事した世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者の数をいう

表 2-3 はだの市民農業塾を修了し就農した者の推移一覧

単位:人

就農年度	年代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
	平成19～22年度		1	4	2	5	11	2
平成23～27年度		0	1	1	5	12	3	22
平成28～令和2年度		3	4	3	7	7	2	26
計		4	9	6	17	30	7	73

注1) 年代は、令和2年4月現在で就農している者の就農当初の年齢

表 2-4 経営耕地面積規模別農業経営体数の推移

区分	平成22年			平成27年			令和2年		
	経営体数	増減	割合	経営体数	増減	割合	経営体数	増減	割合
0.3ha未満	44	17	5.2%	52	8	6.9%	41	△11	7.8%
0.3～0.5ha未満	209	△41	24.8%	205	△4	27.2%	139	△66	26.5%
0.5～1.0ha未満	376	△7	44.5%	306	△70	40.6%	205	△101	39.0%
1.0～1.5ha未満	141	△9	16.7%	125	△16	16.6%	89	△36	17.0%
1.5～2.0ha未満	48	0	5.7%	37	△11	4.9%	26	△11	5.0%
2.0～3.0ha未満	20	0	2.4%	21	1	2.8%	14	△7	2.7%
3.0ha以上	6	2	0.7%	8	2	1.1%	11	3	2.1%

資料：農林業センサス2020

注1) 平成22年の増減は、前回（平成17年）との比較

表 2-5 農産物販売金額規模別農業経営体数の推移

区分	平成22年			平成27年			令和2年		
	経営体数	増減	割合	経営体数	増減	割合	経営体数	増減	割合
販売なし	173	15	20.5%	133	△40	17.6%	117	△16	22.3%
50万円未満	246	1	29.1%	254	8	33.7%	147	△107	28.0%
50～100万円未満	107	△12	12.7%	89	△18	11.8%	73	△16	13.9%
100～300万円未満	135	△2	16.0%	130	△5	17.2%	73	△57	13.9%
300～500万円未満	42	△17	5.0%	39	△3	5.2%	41	2	7.8%
500～1000万円未満	67	△11	7.9%	53	△14	7.0%	34	△19	6.5%
1000～3000万円未満	60	△3	7.1%	45	△15	6.0%	31	△14	5.9%
3000万円以上	14	△3	1.7%	11	△3	1.5%	9	△2	1.7%

資料：農林業センサス2020

注1) 平成22年の増減は、前回（平成17年の販売農家数（*1））との比較

*1 販売農家…経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう

イ 農地

経営耕地面積(*1)は、35年間で約70%も減少し、令和2年は427haとなっています。この理由の多くは、農地から他の用途への転用によるものですが、近年では荒廃農地(*2)の拡大が大きく影響しています。

このため、荒廃農地の解消活動や農地利用集積の促進、多面的機能(*3)の活用といった対策を行っていますが、令和2年の荒廃農地は60haと年々増加しています。

荒廃農地の増加は、農地相続人の管理放棄と農業者の高齢化に加え、丹沢山麓を中心とした鳥獣被害の増加による営農意欲の減退が要因であると考えられます。

表 2-6 経営耕地面積の推移

単位:ha

	昭和60年	平成7年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
経営耕地面積	1,363	1,039	682	661	595	427
田	215	176	112	115	98	52
畑	909	639	418	407	380	304
樹園地	239	224	151	139	116	71

資料：農林業センサス2020

注1) 地目ごとに小数点以下を四捨五入しているため、合計面積と数値が合わない場合がある。

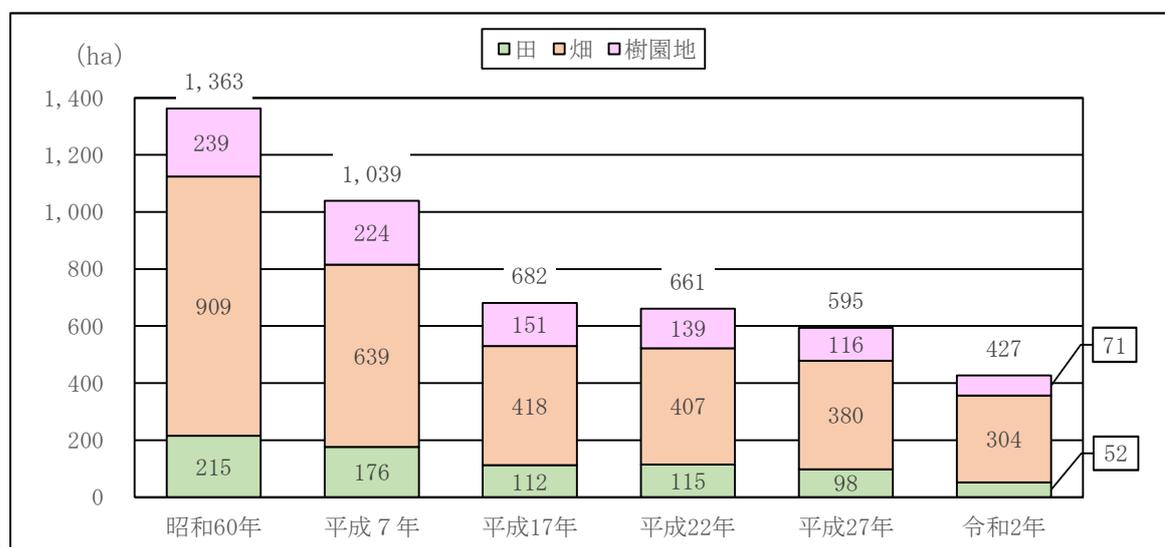


図 2-3 経営耕地面積の推移

*1 経営耕地面積…農家が経営する耕作地（田、畑、樹園地等）の合計面積

*2 荒廃農地………現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている土地

*3 多面的機能…防災、教育、景観など農産物を生産する以外に持つ農地の役割

表 2-7 荒廃農地の推移

単位:ha

	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年
荒廃農地面積	44	42	38	40	60

資料：農業委員会調べ（農地利用状況調査、各年3月31日現在）

ウ 農業生産

農業産出額(*1)は、平成2年まで増加傾向にあり、神奈川県で1,120億円、本市で56.2億円に達しましたが、担い手の減少や農産物価格の低迷などからその後は減少傾向に転じ、平成17年には、県で755億円、本市では30億円に落ち込みました。

近年は、農産物価格の変動等により、農業産出額はやや増加傾向にありましたが、担い手の減少や輸入農産物の増加等により、再び減少に転じています。

なお、部門別に見ると、県、市とも、特に野菜の産出額が増加傾向にある一方、畜産の産出額は減少傾向にあります。

また、構成割合から見ると、本市では、県と比べて落花生やカーネーションなど県内有数の産地となっている品目もあることから、麦・雑穀・豆類・いも類や花きの構成割合が高くなっており、野菜の割合が低くなっています。

表 2-8 農業産出額の推移

単位:1000万円

区 分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		平成30年	
	県	市	県	市	県	市 (推計)	県	市 (推計)	県	市 (推計)
耕 種	6,070	238	5,600	215	6,150	231	6,440	270	5,480	236
米	410	14	420	13	390	13	290	9	360	10
麦・雑穀・豆類・いも類	170	22	170	19	160	18	220	22	150	17
野菜	3,850	98	3,690	98	4,170	107	4,420	141	3,600	120
果実	890	38	780	31	950	45	870	36	820	34
花き	570	54	400	44	380	41	530	57	450	48
工芸農作物	30	5	30	4	20	3	20	3	10	2
畜 産	2,180	127	1,920	85	1,600	96	1,620	80	1,460	72
計	8,270	365	7,550	300	7,770	327	8,080	350	6,970	308

資料：生産農業所得統計より作成

注1) 市町村別の統計は平成18年で終了したため、市の平成22年、27年、30年の産出額は、平成12年から17年までの実績からの推計による参考値

*1 農業産出額…平成13年に農業粗生産額から農業産出額へ名称が変更された

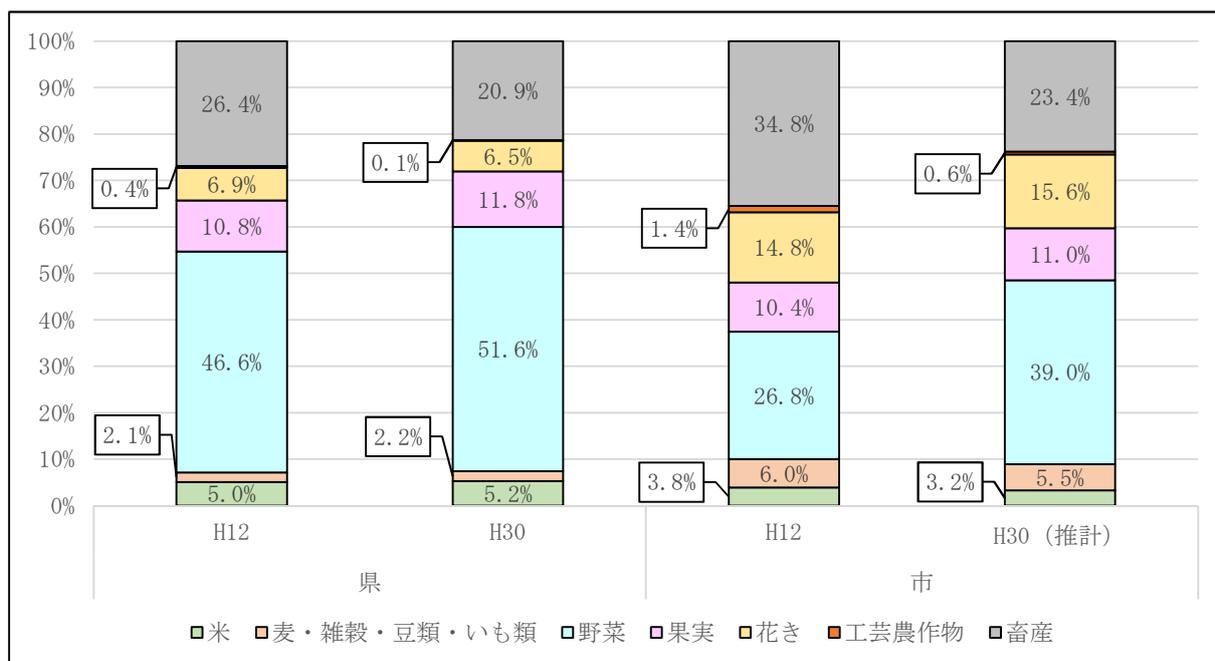


図 2-4 農業産出額の構成割合比較 (県・市)
(H12-30年)

エ 販売・流通

農業産出額が大きく減少する中、農協の農産物取扱額は、平成14年に開設した「はだのじばさんず (大型直売所)」の取扱高が大きく増加したことにより、おおむね、年間20億円の水準を維持しています。

また、都市農業の利点でもある販路の多様化に伴い、地元スーパーなどの量販店や飲食店、卸業者、消費者等と直接取引をする農業者も増えており、市場等へ出荷する「共販分」及び「直売所分」が大きく減少しています。

表 2-9 農協の農産物取扱額の推移

区分	単位	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成30年
共販分	万円	182,031	153,774	134,160	140,910	109,795
直売所分	万円	9,263	16,694	9,929	8,497	6,846
はだのじばさんず	万円	—	37,058	70,308	97,158	93,265
合計	万円	191,294	207,526	214,397	246,565	209,906
農業産出額	億円	36.5	30.0	32.7 (推計)	35.0 (推計)	30.8 (推計)

資料：JAはだの「業務報告書」より作成

注1) はだのじばさんずの取扱高は、購買・販売の取扱高を除く。

注2) 農業産出額については、市町村別統計が平成18年で終了したため、平成22年から30年の産出額は、過去の実績からの推計による参考値

オ 市民交流

市民が農業に触れる機会を提供し、農業に対する理解を深めるため、都市近郊型農業の地域特性を生かした掘り取り観光・農園ハイク等の体験型農業や様々な交流活動の実施及び学校等におけるそら豆のさやむき、とうもろこしの皮むきなどの食農教育を実施しています。

また、農作業を通じて、健康でゆとりのある市民生活の場を提供するため、ふれあい農園、コミュニティ農園及びさわやか農園など、市内に50か所の市民農園を設置するとともに、はだの農業満喫CLUB等により収穫体験などのイベント情報を発信しています。

表 2-10 市民農園設置状況

名称	開設者	箇所	総面積	区画	対象
ふれあい農園	農園組合	2	30,000㎡	545	一般
コミュニティ農園	秦野市	2	2,724㎡	115	一般
さわやか農園	農協	45	63,970㎡	350	一般
高齢者ふれあい農園	農家、秦野市	1	1,413㎡	1	高齢者
合計		50	98,107㎡	1,011	—

資料：「市民農園一覧」より作成（令和2年3月末現在）



そら豆のさやむきの様子



とうもろこしの皮むきの様子

カ 地区別の概況

(ア) 本町地区

弘法山公園を中心に、施設園芸、果樹及び露地野菜に普通作(*1)を組み合わせ合わせた複合経営が主になっています。

また、市域のほぼ中央部に位置し、交通等の立地条件に恵まれ、市内2か所の青果市場はこの地区にあります。

(イ) 南地区

渋沢丘陵の緩傾斜地とこれに連なる平坦地に畑作地帯が形成され、露地野菜や花き、酪農、施設園芸が主となっています。

また、市街地には「はだのじばさんず」があり、地産地消の拠点となっています。

(ウ) 東地区

市内でも比較的まとまった集団農地が多く、施設園芸、果樹及び露地野菜に普通作を組み合わせ合わせた複合経営が主になっています。

地区の農業振興拠点である「田原ふるさと公園」を活用した直売やそば打ち体験が行われています。

また、名古屋及び叢毛地区では、市民団体による農村風景の再生・保全の取組が行われており、農業体験による都市住民との交流事業も行われています。

(エ) 北地区

丹沢山麓の山間傾斜地は、茶、露地野菜が中心となっており、これに連なる平坦地は、施設園芸、露地野菜が中心となっています。

また、菩提地区では、市民団体による里地・里山の保全活動を通じて、子ども・親子を対象にした農業体験や食育活動も行われています。

さらに、令和3年度には新東名高速道路秦野SAスマートインターチェンジ(仮称)が開通することから、周辺における観光農業等の取組が期待されています。

(オ) 大根・鶴巻地区

下大槻地区には金目川流域の水田地帯と平坦地に施設園芸、露地野菜及び水稻、鶴巻地区には大根川・善波川流域の水田地帯に露地野菜、水稻、養豚及び集団化された花きの温室団地が整備されています。

また、鶴巻地区では、営農組織による出荷調整のためのライスセンターの

整備や住民との協働による田園風景の保全活動など、地域主体の活動が活発に行われています。

(カ) 西地区

渋沢丘陵周辺の渋沢地区では、地場野菜を使用した漬物の生産・直売や地域住民との協働による農地の保全活動に取り組んでいます。

また、堀西・堀山下地区は、施設園芸、露地野菜が中心となっており、秦野戸川公園を核とした観光農業等の取組も活発化しています。

さらに、堀西地区では、市民団体が四十八瀬川流域の休耕田や荒廃地の再生に積極的に取り組んでいます。

(キ) 上地区

山間部の畑作地帯と、これに連なる平坦地の畑作地帯に小規模な谷戸田が混在しています。施設園芸、露地野菜及び茶に普通作を組み合わせた複合経営が主となっています。

鳥獣被害を受けにくい作物の生産や菖蒲地区での耕作放棄地(*2)・荒廃農地を活用した果樹栽培、さらには、観光農業等にも取り組んでおり、地域主体の活動が活発に行われています。

*1 普通作……………水稻・小麦・大豆

*2 耕作放棄地…1年間以上作物を栽培せず、今後、数年の間に再び耕作する意思のない農地

(3) 農業に関するアンケート調査

本市農業の現状等について把握し、今後の取組の参考とするため、農業者や市民を対象に各種アンケート調査を実施し、傾向を分析しました。

ア 農業者

(7) 農協農業者アンケート調査（H29年8月実施）から抜粋

＜対象：農業者502名（回答者285名、回収率56.8%）＞

a 農業経営の将来意向

全体的に自分の代までは農業を続けたいと思っている農家が多い中、販売規模が大きい農家ほど、次世代まで農業を継続し、経営の強化・改善をしていきたいと考えている割合が高い傾向になっています。

一方で、販売規模が少ない、または、自給的農家では将来の農業経営について流動的、あるいは、離農を考えている割合が高い傾向にあります。

今後、高齢化や後継者不足等により担い手がますます少なくなっていくことが懸念される中で、多様な担い手の育成・確保に取り組んでいく必要があります。

表 2-11 販売規模別農業経営の将来意向

項 目	自給的 農家	販売農家		
		500万円 未満	500～1000万円 未満	1000万円 以上
次世代まで農業を継続し、一層、経営を強化・改善していきたい	2.5%	9.8%	23.1%	47.1%
自分の代までは農業を続けたい	12.8%	37.9%	28.2%	29.4%
当面(4、5年)は続けたいと思っているが、どうなるかわからない	30.8%	32.7%	17.9%	14.7%
自分の代で農業を縮小していきたい	0.0%	7.2%	20.5%	5.9%
近い将来、自分の代で農業はやめたい	23.1%	7.8%	10.3%	0.0%
その他	7.7%	1.3%	0.0%	2.9%
無回答	23.1%	3.3%	0.0%	0.0%

b 農業経営等の悩み

経営上の悩みを深刻度が高いと回答した分野順にみると、「周辺環境」では鳥獣被害、「自分自身」では高齢化、「農地・農道・施設」では農道やかん排水施設のインフラ整備、「経営面」では機械化への金銭的負担及び「販売面」では「販路拡大」がそれぞれ最も高くなっています。

特に鳥獣被害は喫緊の課題となっており、被害防止対策のより一層の強化を図るとともに後継者等担い手の確保、農道等の整備による生産基盤や機械化による経営基盤の強化など総合的な営農環境の向上を図る必要があります。

表 2-12 農業経営等の悩み 各分野 TOP3（複数回答）

分野	項 目	回答率
周辺環境 (25.3%)	イノシシやシカ等の鳥獣被害が大きくなり、営農意欲がそがれること	63.5%
	異常気象（大雨、日照不足、冷夏等）の増加に伴い、作物がうまく作れないこと	34.7%
	遊休荒廃農地が増えてきて、生産環境が一気に悪くなってきたこと	34.7%
自分自身 (20.0%)	年齢や健康に不安があり、日々の農作業が辛くなってきたこと	54.7%
	次世代への継承が円滑に進んでいないこと	38.2%
	将来に希望がもてないこと	20.7%
農地・農道・施設 (15.4%)	農道の新設、拡幅やかん排水施設のインフラ整備ができていないこと	36.8%
	農地が点在化し、分散していること	33.7%
	特にこれという悩みや問題はない	23.9%
経営面 (14.4%)	農機具の更新導入など機械への金銭的負担が大きいこと	38.9%
	生産資材等が高くなって経営を圧迫してきていること	38.6%
	税負担が大きいこと	27.0%
販売面 (11.2%)	販路が乏しいこと	30.9%
	基幹作物の価格が年々下がり、収入が減ってきたこと	29.5%
	有利販売が困難なこと	27.0%

注 1) 各分野の項にあるパーセントは、「深刻度が最も高い」と回答した割合

(イ) 市アンケート調査（R2年7月実施）から抜粋

<対象：農協正組合員2,232名（回答者966名、回収率43.3%）>

a 農業経営の課題

農協正組合員のうち、69.7%が営農上の課題があると回答しています（表省略）。

具体的な課題として、鳥獣被害対策が最も高く、次いで、労働力不足（家族労働力の不足）、後継者不足、営農環境（近隣農地の荒廃化）、税対策、営農環境（周辺宅地化）、営農環境（農道整備）、生産性向上（機械化）、販路の確保、売上向上の順となっており、鳥獣被害による営農意欲の減退や後継者を含めた労働力の確保、近隣農地の荒廃化や住宅化などの営農環境が課題となり、経営基盤の強化が図れていない状況にあります。

表 2-13 農業経営の主な課題（複数回答）

項 目	回答率
鳥獣被害対策	69.1%
労働力不足（家族労働力の不足）	54.8%
後継者不足	36.0%
営農環境（近隣農地の荒廃化）	29.7%
税対策	21.0%
営農環境（周辺宅地化）	20.8%
営農環境（農道整備）	19.5%
生産性向上（機械化）	15.2%
販路の確保	12.5%
売上向上	12.3%

b 農地を持続可能なものとするために

この先の10年間を見据えて農地を持続可能なものとするための手段として、「市外や地域外から農業者や農業法人を受入れ人材を確保する」と回答した割合が最も多く、次いで「地域内の担い手の後継者を育成する」、「地域で耕作している担い手へ農地を集積し営農しやすい区画にする」、「農業以外から参入した新規就農者を受け入れる」の順となっており、多様な担い手を確保・育成するとともに担い手が営農しやすい環境整備を図る必要があります。

表 2-14 農地を持続可能なものとするためにはどうしたらよいか（複数回答）

項 目	回答率
市外や地域外から農業者や農業法人を受入れ人材を確保する	30.6%
地域内の担い手の後継者を育成する	27.3%
地域で耕作している担い手へ農地を集積し営農しやすい区画にする	26.7%
農業以外から参入した新規就農者を受け入れる	26.7%
その他	11.6%
現状で維持可能	9.3%

c 営農規模について

規模拡大の意向について、3.2%が規模拡大をしたいと考えており、現状維持が31.4%、規模縮小及び農地の貸付希望は47.2%となっています（表省略）。

規模を拡大する場合に必要なと感じている支援は、鳥獣被害対策への支援が最も高く、次いで機械・設備整備時の財政的支援、労働力の確保（援農ボランティア制度の充実）、農道等の整備促進、販路拡大に向けた情報提供、農地集積の促進の順となっています。

今後、鳥獣被害対策や援農ボランティアによる労働力の確保、農道等の整備促進により規模拡大のしやすい環境づくりをしていく必要があります。

表 2-15 規模拡大を図る場合に必要な支援

項 目	回答率
鳥獣被害対策への支援	39.6%
機械・施設整備時の財政的支援	24.4%
労働力の確保（援農ボランティア制度の充実）	22.8%
農道等の整備促進	16.6%
販路拡大に向けた情報提供	11.8%
農地集積の促進	9.7%
農地取得時の財政的支援	8.7%
労働力の確保（その他）	7.1%
新たな直売所の設置	7.0%
農地の区画拡大（畦畔除去など）	6.6%
労働力の確保（農福の斡旋）	6.6%
その他	4.9%

d 青年就農者の育成について

高齢化や後継者不足により担い手が減少する中、青年就農者を育成するための支援内容として、経営開始時における財政的支援が最も高く、次いで、農業に関する研修制度の充実、農機具や施設の共有化など地域ぐるみでの支援、農地や設備等の紹介の順となっています。

今後、経営の安定化に向けた支援、就農後の基盤整備や技術習得により、将来の担い手となる青年就農者の確保・育成を図っていく必要があります。

表 2-16 青年就農者を育成するために必要な支援

項 目	回答率
経営開始時における財政的支援	44.5%
農業に関する研修制度の充実	40.0%
農機具や施設の共有化など地域ぐるみでの支援	39.2%
農地や設備等の紹介	23.8%
その他	9.3%

イ 市民（市WEBアンケート調査（R2年6月実施）から抜粋し、一部加工）

＜対象：本市のネット調査会社の登録者（市民）400名＞

(7) 農畜産物を購入する際に一番重視すること

野菜・果実については、鮮度が最も高く、次いで、値段、安全・安心、産地の順に、花きについても、鮮度が最も高く、次いで、値段、見た目（色、形など）、安全・安心の順に、畜産加工品については、値段が最も高く、次いで、安全・安心、鮮度、味の順となっています。品目により割合は異なりますが、鮮度と値段は共通して高い割合になっているほか、食品については、安全・安心を、花きについては、見た目を重視する傾向にあります。

表 2-17 農畜産物を購入する際に一番重視すること

区 分	野菜・果実		花き		畜産加工品	
	第1位	鮮度	40.6%	鮮度	39.7%	値段
第2位	値段	28.1%	値段	27.4%	安全・安心	30.0%
第3位	安全・安心	22.8%	見た目 (色、形など)	26.6%	鮮度	26.0%
第4位	産地	3.2%	安全・安心	3.8%	味	6.4%
第5位	味	2.7%	産地	1.3%	産地	2.9%
第6位	見た目	2.7%	味	0.8%	見た目 (色、形など)	0.5%
第7位	その他	0.0%	その他	0.4%	その他	0.0%

(イ) 地産地消についての考え

地産地消については、「安全・安心や鮮度など自分にとってもメリットがあるので積極的に購入したい」と考える割合が最も高く、次いで「地域経済の活性化につながるので積極的に購入したい」、「秦野産の農畜産物が食べられる飲食店を増やしてほしい」という順になっており、地場産農産物への購入意欲が高い結果となっています。

また、秦野産の農畜産物が食べられる飲食店を増やしてほしいという割合も高くなっていることから、農業者と市内飲食店との連携強化や地産地消に取り組んでいる店舗の周知を図っていく必要があります。

表 2-18 地産地消についての考え

項 目	回答率
安全・安心や鮮度など自分にとってもメリットがあるので積極的に購入したい	40.5%
地域経済の活性化につながるので積極的に購入したい	25.8%
秦野産の農畜産物が食べられる飲食店を増やしてほしい	11.5%
地産地消には関心がないので積極的には購入しない	7.5%
地域の食文化の継承にもつながるので積極的に購入したい	6.0%
生産者との交流が図れるので積極的に購入したい	3.5%
他の産地の方が魅力を感じるので積極的には購入しない	3.3%
その他	2.0%

(4) これまでの取組概要

平成28年度から令和2年度までを計画期間とする前計画の中で、基本目標ごとに目標数値を掲げて取組を行った、重点施策・事業の令和元年度末における進捗状況は下記のとおりです。

計画策定時と比べ、「目標値達成」、または、「上昇」が8指標（61.5%）と概ね順調に推移していますが、「横ばい」、「下降」も5指標（38.5%）となっています。

表 2-19 前計画の主な進捗状況（R2年3月末現在）

指標名	策定時 (H28.3)	目標 (R3.3)	現状 (R2.3)	評価
基本目標Ⅰ：農業経営の安定化と担い手の育成・確保				
認定農業者数	89人	100人	85人	
認定農業者の経営改善計画の達成率	62%	68%	80%	
就農者数(市民農業塾修了者及び認定新規就農者で農業を継続している者)	50人	74人	84人	
基本目標Ⅱ：農地の保全と農地の持つ多面的機能の活用				
農作物年間被害面積（農協鳥獣被害調査）	54ha	33ha	46ha	
耕作放棄地・荒廃農地年間解消面積（荒廃農地解消ボランティア事業及び農地流動化促進事業により利用権設定した面積）	80 a	100 a	39 a	
農用地利用権設定面積	48ha	72ha	52ha	
基本目標Ⅲ：安全な農産物の生産・消費による地産地消の推進				
地産地消サポーター協力店数	32事業所	38事業所	47事業所	
小学校給食における秦野産農産物(kg)の占める割合	31.5%	33%	30.7%	
優良農産物等登録認証件数	3件	9件	7件	
落花生の作付面積 ※補助金申請面積	1,002 a	1,300 a	1,886 a	
基本目標Ⅳ：農業に対する理解の促進と交流の活性化				
体験型農業参加区画数	250区画	300区画	344区画	
はだの農業満喫CLUB会員登録者数(*1)	374人	495人	669人	
小学生・親子農業体験事業参加者数(アイデア料理コンテスト、小学生農業体験、ちやぐりんスクール、親子地場産野菜教室)	690人	750人	637人	

*1 はだの農業満喫CLUB…農業者や農協、市が実施する収穫体験などのイベント情報を発信するための会員登録制度

	目標値達成		上昇		横ばい		下降
(上昇率が20%以上のもの)				(下降率が20%以上のもの)			

(5) 主な課題

本市の農業における現状やこれまでの取組状況を踏まえ、今後の主な課題を次の5点に整理しました。

ア 担い手の育成と確保

本市の農業は、認定農業者などの中核的農業者をはじめ、高齢・女性農業者などの多様な農業者や営農類型別などの様々な団体・組織により支えられてきましたが、全国的な問題でもある担い手の減少は、本市においてもその傾向が現れています。さらに、後継者不足等の問題から世代交代が進まず、近い将来、担い手の減少が加速することが懸念されます。

このため、本市では、農業支援に関する窓口を一本化した「はだの都市農業支援センター」を設置し、新規就農者向けの研修事業である「はだの市民農業塾」及び国の支援制度を活用した新規就農者確保支援事業の実施により、担い手の育成・確保に取り組んでいます。

今後も引き続き、農業後継者や青年就農者、定年帰農者や法人などの農業参画を推進し、多様な担い手の育成を図るとともに、本市の農業の牽引者たる認定農業者などの中核的農業者の育成・支援の充実、兼業農家や自給的農業者などにも配慮した施策の推進を図る必要があります。

また、市民や団体が農業に関わる機会を創出することで、新たな農業の担い手として、積極的に農業に参画できる環境を整備する必要があります。

イ 農地の保全と多面的機能の活用

耕作放棄地・荒廃農地が拡大する要因は、担い手不足の問題に加え、耕作条件が悪い中山間地域を抱え、狭あい農道や傾斜地が多いことや鳥獣被害の増加による営農意欲の減退も大きく影響しています。

現在、農業者、地域住民及びボランティア等と連携し、荒廃・遊休農地の解消や農作物被害防除事業等を実施しています。今後も、これらの取組を推進するとともに、農地中間管理事業や利用権設定促進事業を活用した農地の利用集積、土地利用型作物の栽培拡大などを推進する必要があります。

また、農業者、関係団体及び行政が連携し、環境整備、防除及び捕獲といった3つの基幹的な取組により、総合的な鳥獣被害対策を実施するとともに、捕獲後の処理における農業者の負担を軽減するため、「秦野市鳥獣被害対策実施隊」の再編・強化を図りました。

しかしながら、抜本的な被害軽減には至っておらず、より一層、取組を強化していく必要があります。

さらに、農業・農地には、新鮮で安全な農産物を供給する本来の役割ととも

に、農業生産活動を通じた自然環境・地球環境の保全、子どもの学習の場などの機能があり、さらに災害時の復旧用資材置場・避難場所など都市近郊地域ならではの機能も持ち合わせています。都市農業振興基本法の趣旨を踏まえつつ、農業・農地が持つこれらの多面的な機能を有効活用しながら、市域全体の農地の保全を図る必要があります。

また、本市では、新東名高速道路の建設及び高速道路周辺の新たな土地利用により、多くの優良農地が消失してしまう可能性があるため、新たな優良農地の確保に努める必要があります。

ウ 農業生産・農業経営の安定化

担い手の減少や農産物価格の低迷により、農業産出額自体が大きく減少する中、毎年のように頻発する自然災害や異常気象、鳥獣被害など農業を取り巻く環境は、非常に厳しい状況にあります。さらには、TPP11や日欧EPAをはじめとするグローバル化の影響など先行きが不透明な状況にあります。

本市の農業は、野菜、果樹、花き及び畜産など多様な農産物を生産していますが、量的なまとまりがないために産地形成が困難な品目もあります。このため、特徴ある農産物の特産化や高品質化、直売や加工などにより付加価値を付けるような取組を進める必要があります。

さらに、本市の農業は集団化・合理化が進まず、経営基盤が不安定な経営体が多いため、農業者自らの経営改善の促進を支援するとともに、農道等の基盤整備や鳥獣被害対策の強化等により営農環境を整備し、農業経営の安定化を図る必要があります。

また、近年、ロボット、AI、IoT等の先端技術の農業分野への普及が進んでいる状況を踏まえ、スマート農業を活用した省力化の推進についても検討していく必要があります。

エ 地産地消の推進と販売力の強化

農産物に対する安全・安心志向が進む中、地元農産物を地元で利用することにより、市民と農業者を結び付ける「地産地消」への関心がより一層高まっています。このため、農産物の品質向上と産地化を促進し、地場産農産物に対する市民の信頼性を高め、市民及び流通関係者と一体となった産地ブランドの構築(*1)による地産地消の推進を図る必要があります。

また、本市では、「はだのじばさんず」や量販店等での販売、小学校給食への地場産農産物の供給が定着していますが、令和3年12月には中学校完全給食が開始されます。このため、担い手の育成・確保と連動し、環境に配慮した、安全・安心で新鮮な農産物の安定供給を図るとともに、再生産が可能な価格

取引ができるような体制づくりに取り組む必要があります。

また、都市農業の利点を生かした、農業者と市民との交流促進により、地場産農産物に対する理解や愛着の醸成を図るとともに、直売所や農家レストランの設置促進や、量販店ネットワークの活用、地元飲食店等他業種と連携した販路の拡大を図る必要があります。

オ 農業に対する理解の促進と交流の活性化

農業者と住民が近接している本市をはじめとした都市近郊地域の農業は、消費者ニーズを捉えやすく、生産現場が見えるといったメリットが、農業者、市民の双方にある反面、農業に対する地域住民の理解がないと営農そのものが成り立ち難い面もあります。

農業の重要性を市民が理解し、市民の協力が得られる環境を整えるためには、農業・農地の持つ多面的機能をPRするとともに、各種交流事業の展開や本市の地域特性・資源を生かした観光農業・体験型農業の促進など、農業者と市民との交流を推進する必要があります。

さらに、令和3年度には、新東名高速道路秦野SAスマートインターチェンジ（仮称）の開通が予定されていることから、交流人口の増加に伴う、新たな観光農業の振興に向けた取組を進める必要があります。

また、食を通じた心身の健康増進と豊かな人間形成を育むため、農業者と学校・地域が連携した食農教育・食育活動の推進を図る必要があります。

- *1 環境にやさしく新鮮で質の高い安全・安心な農産物の安定供給を図ることにより、消費者と一体となって地場産農産物の産地化を促進すること。

3 秦野の農業の将来像

本市の農業の特徴でもある新鮮、安全で多様な農産物の供給と農地の多面的な機能の発揮を将来にわたり維持するためには、農業者だけではなく、市民、関係団体及び行政がそれぞれの役割を果たしていくことが必要です。安定的な農業経営及びその基盤となる農地の維持・保全があるからこそ、豊かな農産物が供給されますが、それは、市民の積極的な関わりと応援がなければ実現しません。

一方で、農業がもたらす豊かな恵みは、ひいては、市民に安心して豊かな暮らしをもたらします。こうしたことから、農業者、市民、関係団体及び行政がともに手をたずさえてつくる本市の農業の将来像を次のように設定します。

■将来像

—多様な担い手がつなく、農の恵みが溢れる都市(まち)—
市民が織りなす持続可能な都市農業の実現を目指して

■主な役割

区 分	内 容
農 業 者	○農業・農地の大切さ、素晴らしさを次世代へ伝えます。 ○営農規模を維持・拡大しながら、農地を適正に管理します。 ○新鮮・安全で市民に喜ばれる農産物の安定供給を図ります。
市 民	○農業者との交流活動などを通じ、農業・農地に対する理解を深めます。 ○積極的な農業生産活動への参画や地場産農産物の消費拡大により、秦野の農業を支援します。
行 政 関 係 団 体	○農業者と市民・消費者を結ぶ役割を果たします。 ○地場産農産物のPRや消費拡大を推進します。 ○資本整備や施設・設備の導入など、農業経営の安定化を促進し、持続可能な農業の実現に向けた取組を支援します。

■基本目標

将来像の実現に向けて、都市農業振興計画の計画期間内（令和7年度まで）に目指す姿を「基本目標」として位置付け、これに基づき施策展開を図ります。

- | | |
|----------------------------|----------|
| I 農業経営の安定化と担い手の育成・確保 | 【経営、担い手】 |
| II 農地の保全と農地の持つ多面的機能の活用 | 【農地】 |
| III 安全な農産物の生産・消費による地産地消の推進 | 【生産、販売】 |
| IV 農業に対する理解の促進と交流の活性化 | 【市民交流】 |

●構成図

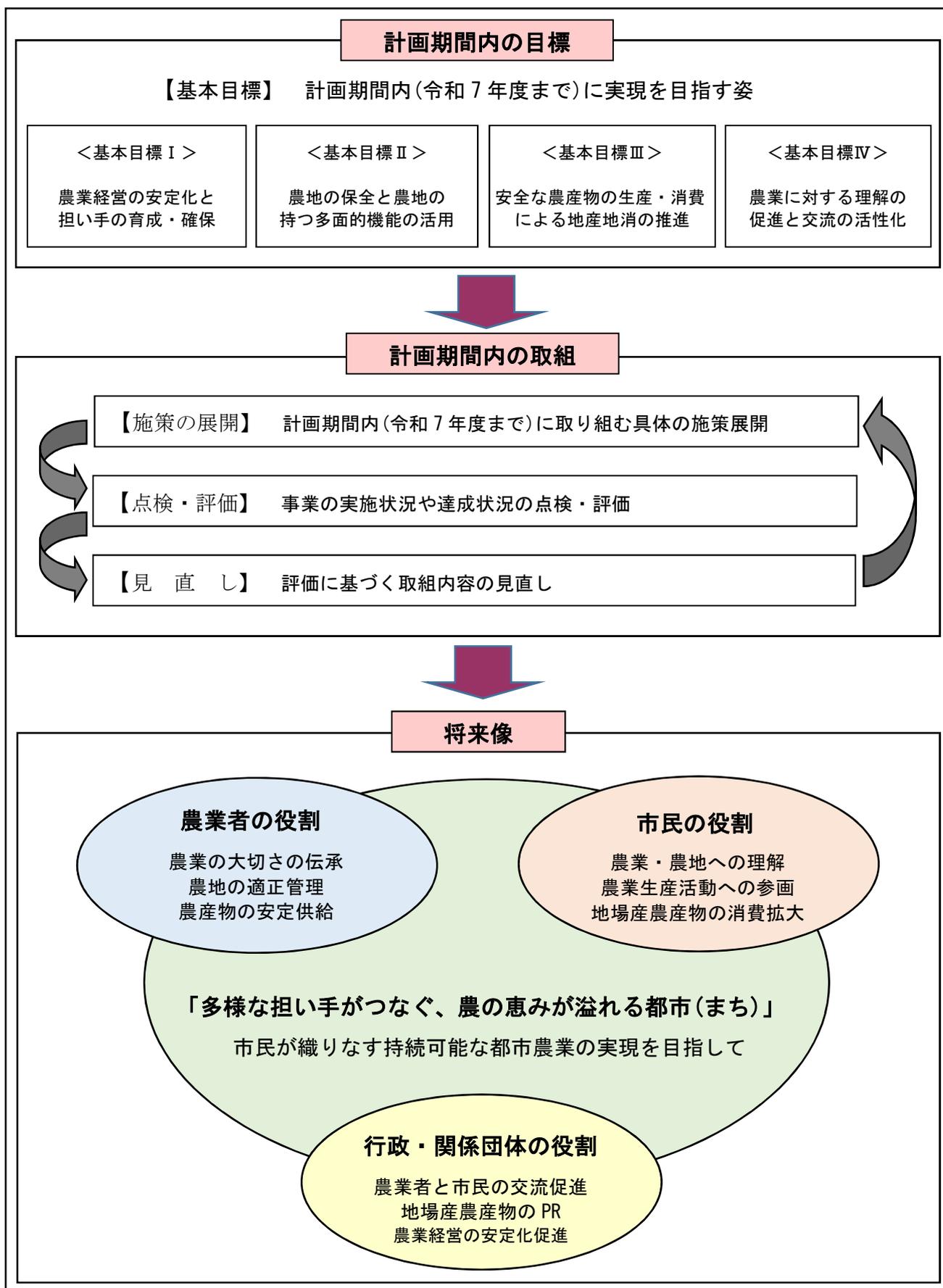


図3 構成図

4 施策の展開

■ 体系図

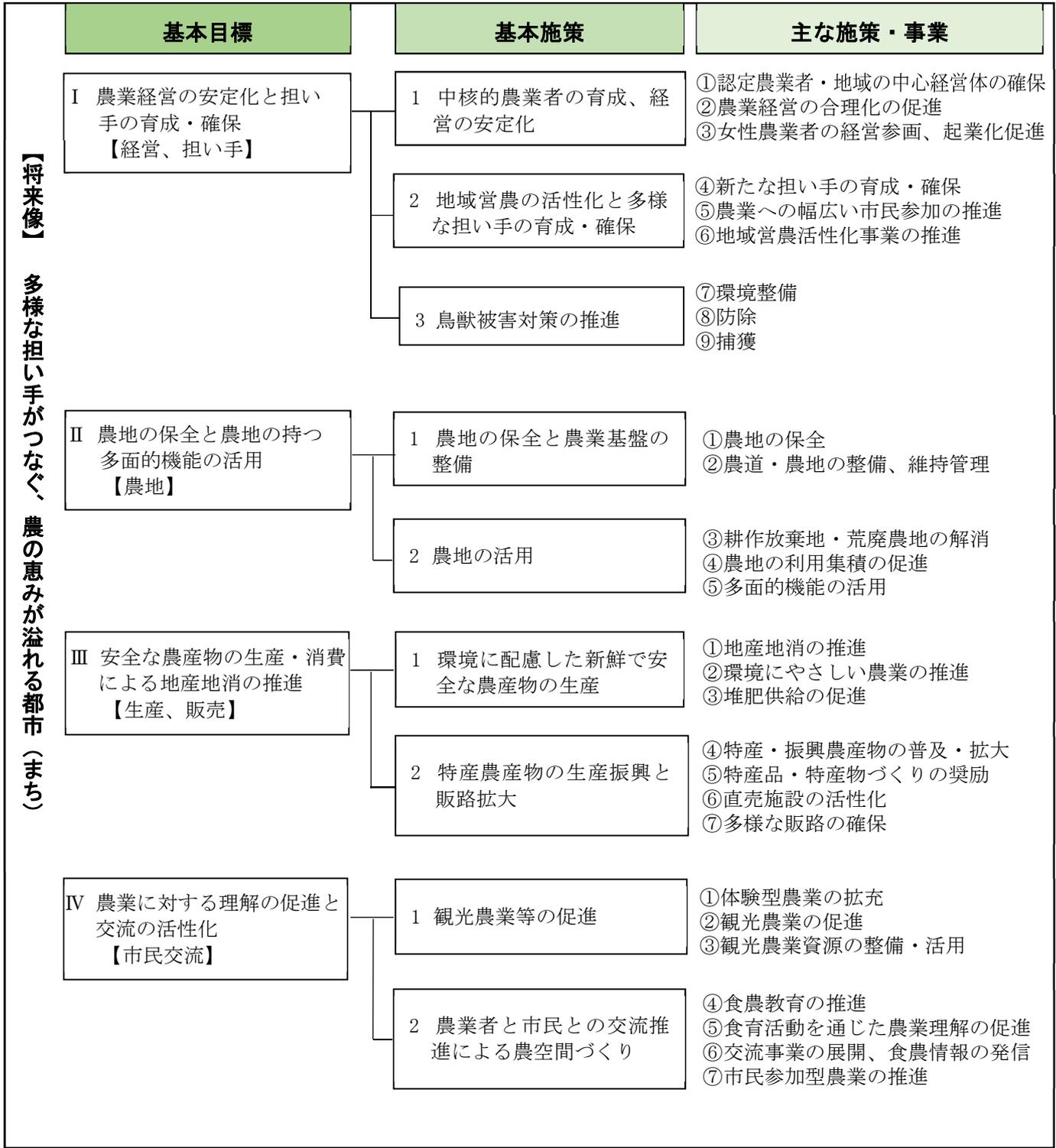


図 4 体系図

■施策の展開の見方

施策の展開には、「基本目標」に掲げる4つの分野に沿って、9つの基本施策及び28の「主な施策・事業」を設定し、具体的な施策の展開を図ります。

「主な施策・事業」は、「具体の取組」、「年度スケジュール」及び「推進主体」により構成しています。

○具体の取組

令和3年度から令和7年度までに取り組む内容を記述しています。

なお、複数の「主な施策・事業」にまたがる取組は、主たる施策・事業名を記述（○○の項に別掲）しています。

また、重点的に取り組む施策・事業は「●」、本計画において、新たに掲載した施策・事業（既の実施しているものを含む）は「★」で示しています。

○年度スケジュール

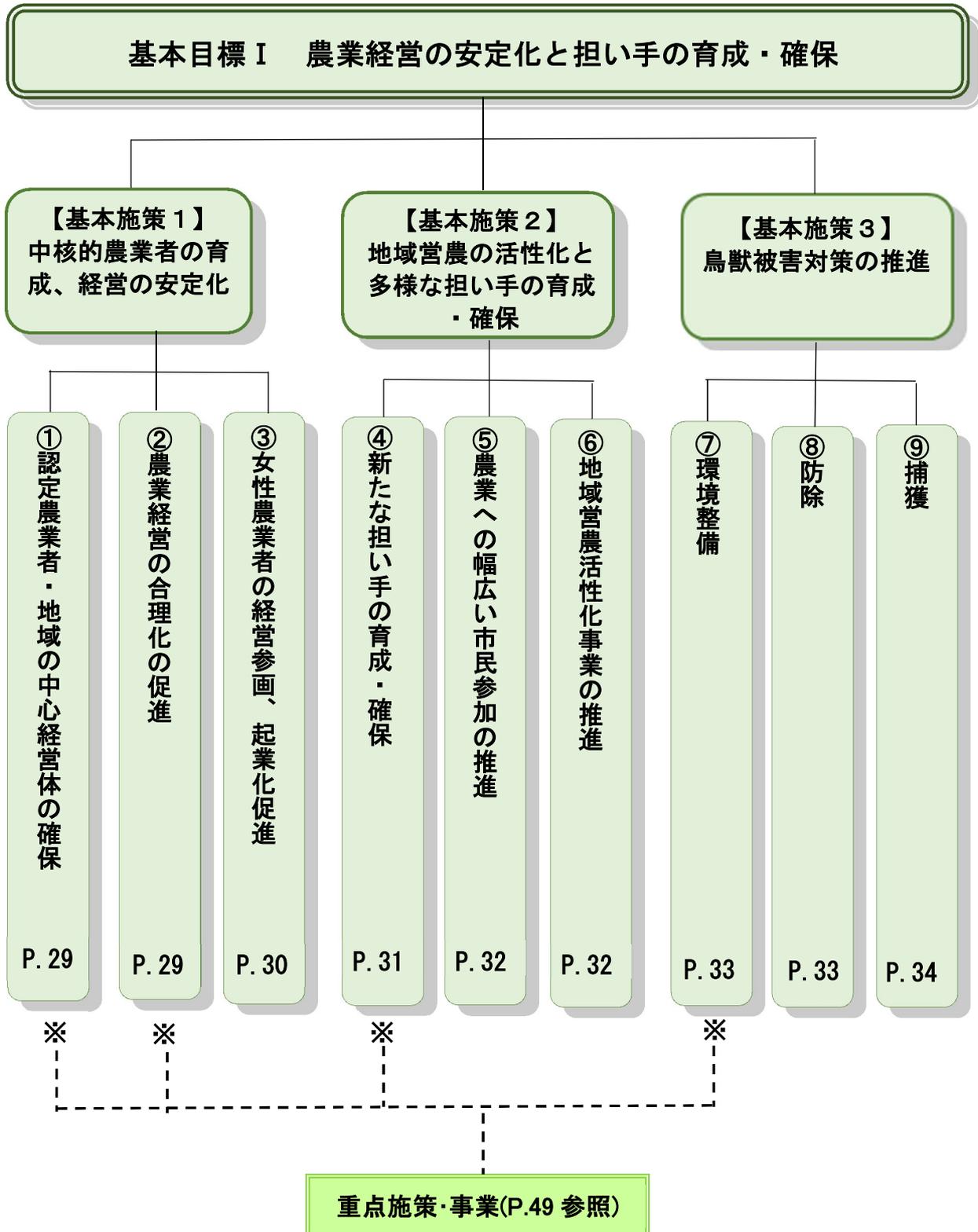
年度別の取組内容を「検討」、「着手」、「継続」及び「完了」の中から選択しています。

○推進主体

農業者、市民、関係団体（農協、商工団体等）及び行政（秦野市、神奈川県等）に区分し、「中心的な推進主体に◎」及び「推進主体に○」を示しています。

基本目標Ⅰ 農業経営の安定化と担い手の育成・確保【経営、担い手】

■ 施策体系



基本施策 1 中核的農業者の育成、経営の安定化

【基本方針】

本市の農業の牽引者たる中核的農業者の育成と経営の安定化を図るため、担い手支援組織による認定農業者や地域の中心経営体への支援を進めます。

また、女性農業者の経営参画や起業化を促進するとともに、農業経営の合理化や収益向上等の経営基盤の強化に取り組む経営体の育成支援を図ります。

【主な施策・事業】

①認定農業者・地域の中心経営体の確保（重点施策・事業）

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	農業者	市民	関係団体	行政
●経営改善計画達成に向けた資本整備等に係る支援	継続	→				○		◎	◎
●新規認定農業者の確保(認定農業者制度の周知及び家族経営協定の締結)	継続	→				◎		○	○
●地域の中心となる経営体(人・農地プラン)の目標達成に向けた支援	継続	→				◎		○	◎

②農業経営の合理化の促進（重点施策・事業）

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	農業者	市民	関係団体	行政
○経営安定化と自給率向上の促進	継続	→				◎	○	◎	○
●農地利用集積の推進 (「農地の利用集積の促進(P. 38)」の項に別掲)	継続	→				○		○	◎
●農業経営の合理化や収益向上に取り組む団体及び先進的な農業経営体の育成支援	継続	→				◎		○	◎
○各種制度資金の周知及び活用促進	継続	→				◎		◎	◎
○乳用子牛の育成預託による酪農経営の合理化及び安定化の促進	継続	→				◎		○	
○畜産環境衛生対策の促進 (「市民参加型農業の推進(P. 48)」の項に別掲)	継続	→				◎		○	◎
★●農福連携、援農ボランティアの活用による労働力の確保 (「市民参加型農業の推進(P. 48)」の項に別掲)	継続	→				○		◎	○

③女性農業者の経営参画、起業化促進

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	農業者	市民	関係団体	行政
○農産加工セミナーの実施	継続	→				◎		◎	◎
○新たな起業の促進と起業者への経営・技術面の支援(「地産地消の推進(P. 40)」及び「特産品・特産物づくりの奨励(P. 42)」の項に別掲)	継続	→				○		◎	◎
○新たな農畜産物加工品の生産及び流通(「特産品・特産物づくりの奨励(P. 42)」の項に別掲)	継続	→				◎		○	○



農産加工セミナー

基本施策 2 地域営農の活性化と多様な担い手の育成・確保

【基本方針】

農業従事者の高齢化や後継者不足により農の担い手が減少することに対応し、農業後継者の支援、「はだの市民農業塾」や地域農業者との連携による新たな担い手の育成及び幅広い市民の農業への参画を促進します。

また、地域の営農状況に応じた地域ぐるみの農業生産活動等を活性化するため、地域営農活性化事業を促進します。

【主な施策・事業】

④新たな担い手の育成・確保（重点施策・事業）

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	農業者	市民	関係団体	行政
●認定新規就農者の育成・経営安定化支援	継続	→				○		○	◎
●はだの市民農業塾(新規就農コース)の実施	継続	→				○	○	◎	◎
●新規就農希望者に対する研修受け入れ及び就農後の技術サポート体制の整備	継続	→				◎			◎
○農業技術の習得及び向上	継続	→				◎		○	○
○農業後継者の育成支援	継続	→				○		◎	◎
●農地利用集積及び荒廃農地解消と連動した就農地確保の推進	継続	→				○		○	◎
●県普及指導員等と連携した就農相談、就農後指導及び巡回指導の実施	継続	→				◎		○	◎
○法人の農業参入への支援	継続	→						○	◎

⑤農業への幅広い市民参加の推進

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	農業者	市民	関係団体	行政
○はだの市民農業塾(基礎セミナーコース)の実施	継続	→				○	○	◎	◎
○援農・荒廃農地解消等積極的な農業への参画と農業に参画する市民グループの確保	継続	→					◎		◎
○市民農園の利用促進 (「市民参加型農業の推進(P. 48)」の項に別掲)	継続	→				◎	◎	◎	◎

⑥地域営農活性化事業の推進

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	農業者	市民	関係団体	行政
○地域営農のあるべき方向性や地域を中心となる経営体等を定めた人・農地プランの推進 (「農地の利用集積の促進(P. 38)」の項に別掲)	継続	→				◎		○	◎
○地区営農推進協議会及び集落座談会を通じた地域主体の営農環境の整備	継続	→				◎	◎	◎	◎
○農業・農村が有する多面的機能(国土保全や景観形成等)の維持・保全	継続	→				◎	◎		○
★広域連携によるスクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)対策の推進	継続	→				◎	○	○	○



はだの市民農業塾

基本施策 3 鳥獣被害対策の推進

【基本方針】

鳥獣被害は、農業経営の安定化を阻害する要因であるとともに、営農意欲の減退により荒廃・遊休農地が増加する要因となるため、地域ぐるみの被害対策の強化のため、UAV（ドローン）を活用した鳥獣被害対策重点取組地域の指定や、奨励金制度の創設による捕獲強化など、環境整備、防除、捕獲の三つの基本対策を農業者、地域住民、関係団体及び行政が一体となって推進します。

【主な施策・事業】

⑦環境整備（重点施策・事業）

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	農業者	市民	関係団体	行政
●里山等森林の整備	継続	→						◎	◎
★●鳥獣被害対策重点取組地域におけるUAV（ドローン）を活用した地域ぐるみの対策の実施	継続	→				◎		◎	◎
●鳥獣の棲みかとなる荒廃農地の解消（「耕作放棄地・荒廃農地の解消(P.37)」の項に別掲）	継続	→				◎	○	○	○
●鳥獣の誘引要因となる廃果や残さの処理等適切な農地管理の徹底	継続	→				◎	○	○	○
★●ヤマビル被害対策の推進	継続	→						○	◎

⑧防除

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	農業者	市民	関係団体	行政
○広域獣害防護柵の機能維持	継続	→						○	◎
○地域主体によるネットや電気柵等侵入防止策の実施	継続	→				◎		○	○
★追い払いの実施	継続	→				○		◎	◎
○鳥獣被害を受けにくい農作物の振興	継続	→				◎		◎	○

⑨捕獲

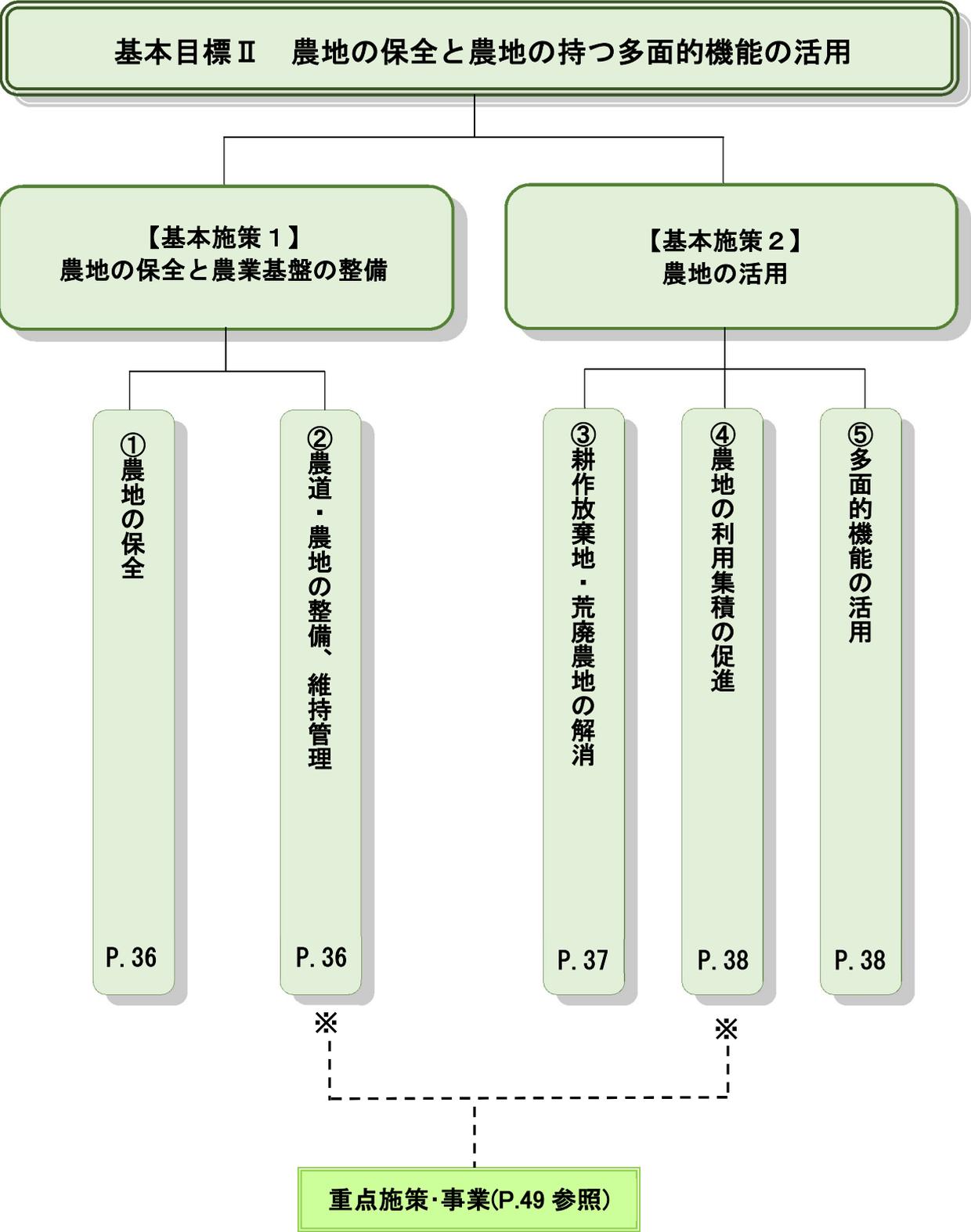
取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	農業者	市民	関係団体	行政
○箱わなやくくりわな等による駆除の強化	継続	→				◎		○	◎
★秦野市鳥獣対策実施隊による駆除及び処理の推進	継続	→						◎	○
★捕獲奨励金制度の導入	着手	→						◎	○
★焼却施設等新たな処理方法の検討や整備方法の検討	検討	→	着手	→				◎	○



鳥獣被害対策重点取組地域における UAV（ドローン）を活用した地域ぐるみの対策の実施

基本目標Ⅱ 農地の保全と農地の持つ多面的機能の活用【農地】

■ 施策体系



基本施策 1 農地の保全と農業基盤の整備

【基本方針】

農地の保全と農業生産基盤整備の推進による農地の耕作環境の向上を図るため、適正管理・整備に努めます。

【主な施策・事業】

①農地の保全

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	農業者	市民	関係団体	行政
○農地の持続的活用と農地パトロール、農業委員及び農地利用最適化推進委員等による農地の適正管理指導	継続	→				◎			◎
○優良農地の確保・保全	継続	→				○			◎
○生産緑地の維持	継続	→				◎			○
○農業振興地域整備計画の見直し	完了	検討	→	着手	完了	○			◎

②農道・農地の整備、維持管理（重点施策・事業）

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	農業者	市民	関係団体	行政
●農とみどりの整備事業による農道整備及び農地の簡易な整備に対する支援	継続	→							◎
●農道、水路の簡易な整備及び維持管理	継続	→				◎			◎
○新たな農業基盤整備の検討	継続	→				◎			◎
○農地の集約化を図るための圃場整備（「農地の利用集積の促進(P. 38)」の項に別掲）	継続	→				○			◎

基本施策2 農地の活用

【基本方針】

農地の有効活用を図るため、耕作放棄地・荒廃農地の解消や農地の利用集積を促進するとともに、防災空間・教育の場としての活用など、都市近郊地域における農地の持つ多面的な機能を有効活用します。

【主な施策・事業】

③耕作放棄地・荒廃農地の解消

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	農業者	市民	関係団体	行政
○地域主体の解消活動	継続	→				◎		○	○
○市民参加・ボランティアによる耕作放棄地・荒廃農地解消活動 （「市民参加型農業の推進(P.48)」の項に別掲）	継続	→					◎	○	○
○解消後の農地利用の促進	継続	→				◎	○	○	◎
○担い手育成及び農地利用集積と連動した解消活動の展開（新たな担い手への農地の確保）	継続	→				◎	○	○	◎
○鳥獣の棲みかとなる荒廃農地の解消 （「環境整備(P.33)」の項に別掲）	継続	→				◎	○	○	○



ボランティアによる耕作放棄地・荒廃農地解消活動

④農地の利用集積の促進（重点施策・事業）

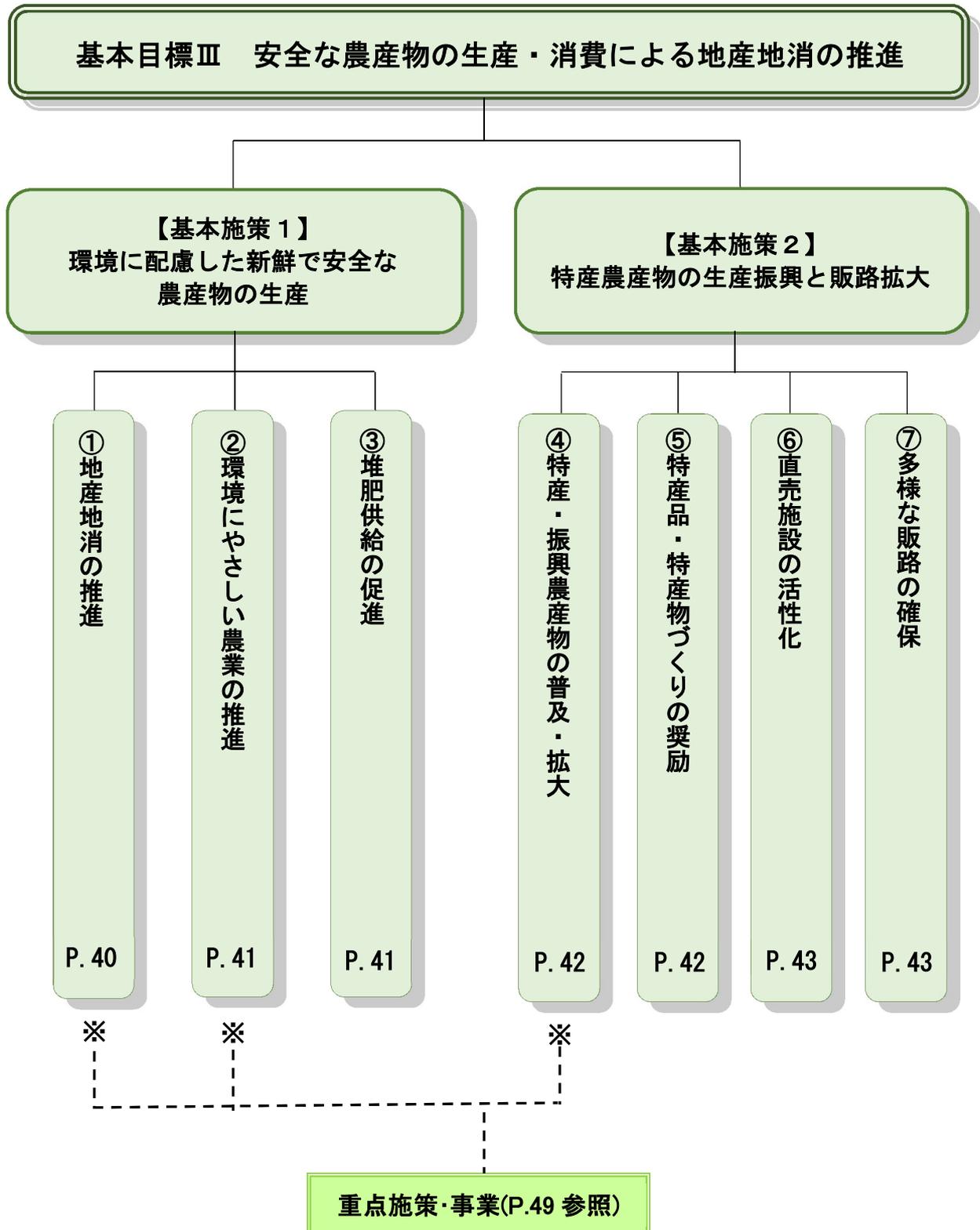
取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	農業者	市民	関係団体	行政
○地域営農のあるべき方向性や地域の中心となる経営体等を定めた人・農地プランの推進（「地域営農活性化事業の推進（P.32）」の項に別掲）	継続	→				◎		○	◎
●農地利用集積の推進（「農業経営の合理化の促進（P.29）」の項に別掲）	継続	→				○		○	◎
●農地の貸借、売買情報の把握と農地銀行、農地中間管理機構への登録促進及び農地ナビ、看板制度による情報発信の強化	継続	→				○			◎
●農地銀行や農地中間管理機構等による農地貸借及び売買情報を活用した農地の利用集積促進	継続	→				◎			◎
●担い手育成及び荒廃農地解消と連動した農地集積化（新たな担い手への農地の確保）	継続	→				◎	○	○	◎
○農地の集約化を図るための圃場整備（「農道・農地の整備、維持管理（P.36）」の項に別掲）	継続	→				○			◎

⑤多面的機能の活用

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	農業者	市民	関係団体	行政
○水田かん養事業への活用	継続	→				○			◎
○防災協力農地への活用	継続	→				○		○	◎
○緑地空間の提供	継続	→				◎	○	○	○

基本目標Ⅲ 安全な農産物の生産・消費による地産地消の推進【生産・販売】

■施策体系



基本施策1 環境に配慮した新鮮で安全な農産物の生産

【基本方針】

農産物に対する安全・安心志向が進む中、新鮮で安全な農産物の生産・供給を図るため、農業者・流通関係者・市民が一体となった産地ブランドの構築による地産地消の推進や環境にやさしい農業の推進を図ります。

【主な施策・事業】

①地産地消の推進（重点施策・事業）

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	農業者	市民	関係団体	行政
●地場産農産物のPR及び消費者が求める情報の提供（「交流事業の展開、食農情報の発信(P. 48)」の項に別掲）	継続	→						◎	◎
●地場産農産物を応援する地産地消サポーター制度の推進（「多様な販路の確保(P. 43)」の項に別掲）	継続	→					○	○	◎
●イベントを通じた地産地消の推進	継続	→				◎	○	◎	◎
●新たな起業の促進と起業者への経営・技術面の支援（「女性農業者の経営参画、起業化促進(P. 30)」及び「特産品・特産物づくりの奨励(P. 42)」の項に別掲）	継続	→				○		◎	◎
★●中学校完全給食への地場産農産物の供給	着手	→				◎		○	◎
●学校給食への地場産農産物の供給量拡大及び安全・安心な農作物提供のための関係団体との連携強化（「食農教育の推進(P. 47)」の項に別掲）	継続	→				◎		○	◎
●学校給食への食材供給団体の育成・強化（「食農教育の推進(P. 47)」の項に別掲）	継続	→				◎		○	◎
○適正価格による農産物の取引推進	継続	→				◎	◎	○	○
★農家レストランの設置促進（「観光農業の促進」(P. 45)の項に別掲）	継続	→				◎			◎

②環境にやさしい農業の推進（重点施策・事業）

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	農業者	市民	関係団体	行政
●GAP(農業生産工程管理*1)や生産履歴記帳による品質確保	継続	→				◎		○	○
●優良農産物等登録認証制度(環境保全型農業)の推進	継続	→				◎		○	◎

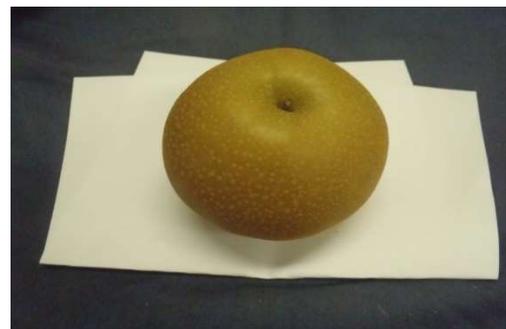
*1 GAP…農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動

③堆肥供給の促進

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	農業者	市民	関係団体	行政
○耕種農家との連携(堆肥提供者リストの普及、耕種農家での活用促進)	継続	→				◎		○	◎
★生ごみ持ち寄り農園の実施(「市民参加型農業の推進」(P. 48)の項に別掲)	継続	→				○	○		◎



優良農産物等登録認証シンボルマーク



なし



小麦



ブルーベリー

優良農産物等登録認証品

基本施策2 特産農産物の生産振興と販路拡大

【基本方針】

本市の地域特性を生かした多様な農産物の生産振興を図るため、特産農産物の生産拡大の促進と加工品を含めた新たな特産品・特産物づくりを奨励します。

また、地場産農産物の販路拡大を図るため、直売施設の活性化や量販店・市場、地元飲食店等との提携促進による多様な販路の確保を図ります。

【主な施策・事業】

④特産・振興農産物の普及・拡大（重点施策・事業）

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	農業者	市民	関係団体	行政
●地産地消の推進による農産物の産地ブランド化の促進と有利販売の検討	継続	→				○		◎	◎
●特産農産物の生産量拡大、生産効率・技術及び品質の向上の促進	継続	→				◎		◎	○
●農商工連携や農福連携による生産・販路拡大に向けた協議 （「多様な販路の確保(P. 43)」の項に別掲）	継続	→				◎		◎	◎

⑤特産品・特産物づくりの奨励

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	農業者	市民	関係団体	行政
○新たな農畜産物加工品の生産及び流通 （「女性農業者の経営参画、起業化促進(P. 30)」の項に別掲）	継続	→				◎		○	○
○特産農産物加工施設の設置・活用の促進	継続	→				◎		◎	○
○新たな起業の促進と起業者への経営・技術面の支援（「女性農業者の経営参画、起業化促進(P. 30)」及び「地産地消の推進(P. 40)」の項に別掲）	継続	→				○		◎	◎
○農商工連携による新商品開発に向けた協議	継続	→				◎		◎	◎

⑥直売施設の活性化

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	農業者	市民	関係団体	行政
○関係団体との連携による既存直売所施設の利用促進と新たな直売所設置の検討	継続	→				◎		◎	◎
○新東名高速道路秦野SAスマートインターチェンジ（仮称）や周辺における農業関連施設の設置促進	継続	→				○		◎	○

⑦多様な販路の確保

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	農業者	市民	関係団体	行政
○地場産農産物を応援する地産地消サポーター制度の推進 （「地産地消の推進(P. 40)」の項に別掲）	継続	→					○	○	◎
○量販店、市場及び飲食店等との提携	継続	→				◎		○	○
○農商工連携や農福連携による生産・販路拡大に向けた協議（「特産・振興農産物の普及・拡大(P. 42)」の項に別掲）	継続	→				◎		◎	◎



はだのじばさんず

基本目標Ⅳ 農業に対する理解の促進と交流の活性化【市民交流】

基本目標Ⅳ 農業に対する理解の促進と交流の活性化

【基本施策1】
観光農業等の促進

① 体験型農業の拡充

P. 45

※

② 観光農業の促進

P. 45

③ 観光農業資源の整備・活用

P. 46

【基本施策2】
農業者と市民との交流推進による
農空間づくり

④ 食農教育の推進

P. 47

※

⑤ 食育活動を通じた農業理解の促進

P. 47

⑥ 交流事業の展開、食農情報の発信

P. 48

⑦ 市民参加型農業の推進

P. 48

重点施策・事業(P.49 参照)

基本施策 1 観光農業等の促進

【基本方針】

本市の地域特性と地域資源を生かした観光農業等を促進し、農業・農産物に対する理解を深めるため、各種掘り取り・もぎ取り観光やオーナー制度などの体験型農業の拡充や観光農業資源の整備・活用を図ります。

【主な施策・事業】

①体験型農業の拡充（重点施策・事業）

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	農業者	市民	関係団体	行政
●オーナー制度の推進	継続	→				◎	○	◎	○
●掘り取り・もぎ取り観光(落花生、さつまいも、いちご、みかん等)の実施及び新規団体の育成	継続	→				◎	○	◎	○
●農園ハイク、そば打ち体験及びブルーベリー・玉ねぎ等の収穫体験の実施	継続	→				◎	○	○	◎
○既存果樹園の観光農園化の促進	継続	→				◎		○	○
●会員登録によるイベント情報の積極的な発信	継続	→						◎	○

②観光農業の促進

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	農業者	市民	関係団体	行政
○援農事業の実施 （「市民参加型農業の推進(P. 48)」の項に別掲）	継続	→				○	◎	○	○
○観光農業に取り組む団体のネットワーク化及び法人化の促進	継続	→				◎		◎	◎
○農業・農村体験や文化交流等の余暇活動の実施・検討	継続	→				◎		◎	◎
○市内観光地等と連動した周年型観光農業の促進	継続	→				◎		◎	◎
★農家レストランの設置促進 （「地産地消の促進」(P. 40)の項に別掲）	継続	→				◎			◎

③観光農業資源の整備・活用

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	農業者	市民	関係団体	行政
○観光農業情報の発信	継続	→				○		◎	◎
○新東名高速道路秦野SAスマートインターチェンジ(仮称)周辺における観光農業の推進	継続	→				◎	○	○	◎
★表丹沢魅力づくり構想に基づく観光農業の推進	継続	→				◎		○	◎
★弘法山や頭高山など観光拠点と連動した観光農業の推進	継続	→				◎		○	◎



農園ハイク

基本施策2 農業者と市民との交流推進による農空間づくり

【基本方針】

農業・農地や食の重要性を市民に伝え、農業に対する支援が得られる環境を整えるため、食育・食農教育の推進や市民との交流事業の展開を図ります。

また、市民が農業に参加できる環境を整え、市民との協働による農空間づくりを促進するため、市民農園等を活用した市民参加型農業を推進します。

【主な施策・事業】

④食農教育の推進（重点施策・事業）

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	農業者	市民	関係団体	行政
●学校、幼稚園及びこども園等を通じた食農教育の推進	継続	→				○		◎	◎
●学校給食への地場産農産物の供給量拡大及び安全・安心な農作物提供のための関係団体との連携強化 （「地産地消の推進(P. 40)」の項に別掲）	継続	→				◎		○	◎
●学校給食への食材供給団体の育成・強化 （「地産地消の推進(P. 40)」の項に別掲）	継続	→				◎		○	◎
●生産者による子ども・保護者を対象にした農業体験事業の推進	継続	→				◎	◎	○	○
●学校農園の活用 （「市民参加型農業の推進(P. 48)」の項に別掲）	継続	→				○	◎	○	○

⑤食育活動を通じた農業理解の促進

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	農業者	市民	関係団体	行政
○第3次はだの生涯元気プラン(秦野市食育推進計画)に基づく、食育の推進	継続	→				○	○	○	◎
○健全な食生活、食文化等への理解を促す各種講座・事業の実施	継続	→				○	○	◎	◎
○食育に関わる組織との連携強化	継続	→				○	○	◎	◎

⑥交流事業の展開、食農情報の発信

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	農業者	市民	関係団体	行政
○畜産まつり・農業まつり・農産物品評会等の各種イベントの推進	継続	→				◎	○	◎	◎
○田原ふるさと公園の活用推進	継続	→				◎	○		○
○地場産農産物のPR及び費者が求める情報の提供 (「地産地消の推進(P. 40)」の項に別掲)	継続	→						◎	◎

⑦市民参加型農業の推進

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	農業者	市民	関係団体	行政
○市民農園の利用促進(「農業への幅広い市民参加の推進(P. 32)」の項に別掲)	継続	→				◎	◎	◎	◎
○新たな市民農園の開設促進	継続	→				◎			◎
○学校農園の活用 (「食農教育の推進(P. 47)」の項に別掲)	継続	→				○	◎	○	○
○市民参加・ボランティアによる耕作放棄地・荒廃農地解消活動(「耕作放棄地・荒廃農地の解消(P. 37)」の項に別掲)	継続	→					◎	○	○
○援農事業の実施 (「観光農業の促進(P. 45)」の項に別掲)	継続	→				○	◎	○	○
○畜産環境衛生対策の促進(「農業経営の合理化の促進(P. 29)」の項に別掲)	継続	→				◎		○	◎
★農福連携、援農ボランティアの活用による労働力の確保(「農業経営の合理化の促進(P. 29)」の項に別掲)	継続	→				○		◎	○
★生ごみ持ち寄り農園の実施 (「堆肥供給の推進」(P. 41)の項に別掲)	継続	→				○	○		◎

5 重点施策・事業

●重点施策・事業とは

「4 施策の展開」では、「基本目標」に掲げる4つの分野に沿って、「主な施策・事業」を設定しましたが、このうち、計画期間中において市が特に重点的に実施する取組を「重点施策・事業」として位置付けました。

●重点施策・事業一覧

基本目標Ⅰ 農業経営の安定化と担い手の育成・確保		
1	認定農業者・地域の中心経営体の確保	P. 50
2	農業経営の合理化の促進	P. 51
3	新たな担い手の育成・確保	P. 52
4	環境整備	P. 53
基本目標Ⅱ 農地の保全と農地の持つ多面的機能の活用		
5	農道・農地の整備、維持管理	P. 54
6	農地の利用集積の促進	P. 55
基本目標Ⅲ 安全な農産物の生産・消費による地産地消の推進		
7	地産地消の推進	P. 56
8	環境に優しい農業の推進	P. 57
9	特産・振興農産物の普及・拡大	P. 58
基本目標Ⅳ 農業に対する理解の促進と交流の活性化		
10	体験型農業の拡充	P. 59
11	食農教育の推進	P. 60

●重点施策・事業の見方

重点施策・事業は、「取組方針」、「目標」及び「年度別の取組内容」により構成しています。

○取組方針

各項目における現状の問題点や、今後、取り組む方針を明らかにしています。

○目標

令和7年度までに実現を目指そうとする目標を数値で示しています。なお、目標値については、計画の途中段階及び最終年度に達成状況等を把握・点検します。

※目標設定の考え方はP78を参照

○年度別の取組内容

各目標を達成するために、令和3年度から令和7年度までに取り組む内容を、年度別に明らかにしています。

1 認定農業者・地域の中心経営体の確保

(1) 取組方針

本市の中核的な担い手である認定農業者数は横ばいから減少傾向にあり、今後、高齢化や後継者不足及び経営環境の悪化等により更なる減少が懸念されます。

また、担い手不足に伴い荒廃・遊休農地が増加傾向にあるため、「人・農地プラン」により認定農業者をはじめとする地域の中心経営体を確保し農地集積を推進します。

(2) 目標

内 容	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
人・農地プランの中心経営体を増やします。	人・農地プランの中心経営体数	95人	113人

(3) 年度別の取組内容

取組内容	年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
経営改善計画達成に向けた資本整備等に係る支援	継続					
新規認定農業者の確保 (認定農業者制度の周知 及び家族経営協定の締結)	継続					
地域の中心となる経営体 (人・農地プラン)の目 標達成に向けた支援	継続					

2 農業経営の合理化の促進

(1) 取組方針

農産物価格の低迷や肥料及び資材の高騰、原油価格の急激な変動など、農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。このため、担い手への農地の面的集積による作業の効率化や農業経営の合理化・収益向上への取組を支援し、効率的かつ安定的な農業が営める経営体の育成を図ります。

(2) 目標

内 容	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
認定農業者の経営改善を図ります。	認定農業者の経営改善計画の達成率	80%	80%

(3) 年度別の取組内容

取組内容	年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
農地利用集積の促進	継続					
農業経営の合理化や収益向上に取り組む団体、先進的な農業経営体の育成支援	継続					
農福連携、援農ボランティアの活用による労働力の確保	継続					

3 新たな担い手の育成・確保

(1) 取組方針

「はだの市民農業塾」を中心に、定年帰農者などの農業参画を推進してきましたが、今後は、将来を担う青年就農者の育成・確保及び農業塾修了者等が本市で継続的に農業を行う体制づくりを強化する必要があります。

このため、研修制度の充実を図るとともに、農地利用集積・荒廃農地解消活動と連動した就農支援や地域農業者との連携促進を図り、新規就農者の就農環境の向上を図ります。

(2) 目標

内 容	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
新規就農者の増加と就農後の支援を充実します。	新規就農者数	84人	114人

(3) 年度別の取組内容

取組内容	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
認定新規就農者の育成・経営安定化支援	継続				
はだの市民農業塾(新規就農コース)の実施	継続				
新規就農希望者に対する研修受け入れ及び就農後の技術サポート体制の整備	継続				
農地利用集積及び荒廃農地解消と連動した就農地確保の促進	継続				
県普及指導員等と連携した就農相談、就農後指導及び巡回指導の実施	継続				

4 環境整備

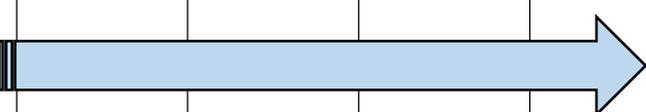
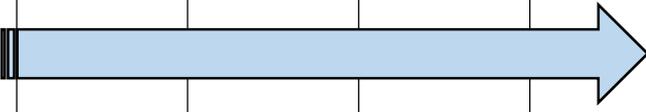
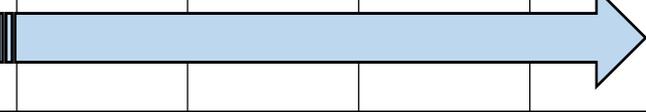
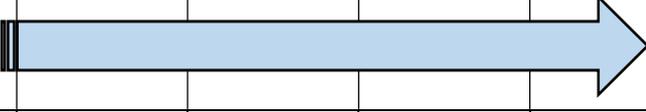
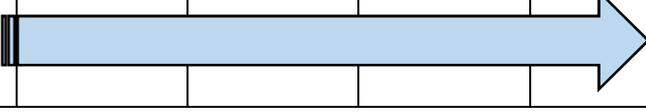
(1) 取組方針

丹沢山麓を中心とした有害鳥獣による農作物被害の増加は、農業者の営農意欲の減退につながり、農地の荒廃・遊休化の原因の一つとなります。これまで地域による電気柵、防護ネットの設置等「自衛」対策を中心としていましたが、依然被害は深刻化しています。このため、周辺林地の整備や地域ぐるみの鳥獣被害対策の実施、鳥獣の棲みかとなる荒廃・遊休農地の解消、廃果や残さの処理等適切な農地管理の徹底、ヤマビル被害対策等の取組を推進していきます。

(2) 目標

内 容	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
農業者、地域住民と連携した鳥獣被害対策を実施します。	鳥獣被害対策重点取組地域数	—	8地域

(3) 年度別の取組内容

取組内容	年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
周辺林地の整備	継続					
鳥獣被害対策重点取組地域におけるUAV（ドローン）を活用した地域ぐるみの対策の実施	継続					
鳥獣の棲みかとなる荒廃農地の解消	継続					
鳥獣の誘引要因となる廃果や残さの処理等適切な農地管理の徹底	継続					
ヤマビル被害対策の推進	継続					

5 農道・農地の整備、維持管理

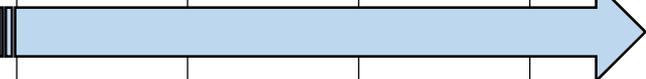
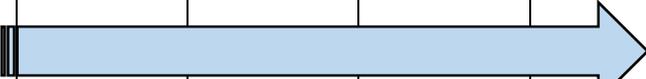
(1) 取組方針

担い手への農地集積及び荒廃農地の解消を図るためには、担い手の確保や農業経営の向上といったソフト面だけでなく、農道等の基盤整備（ハード）と一体に進める必要があります。このため、農道の整備及び適切な維持管理により農地の流動化促進と荒廃農地の解消を図ります。

(2) 目標

内 容	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
農地の流動化促進と荒廃農地の解消を図ります。	農道の整備延長	—	480m

(3) 年度別の取組内容

取組内容	年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
農とみどりの整備事業による農道整備及び農地の簡易な整備に対する支援	継続					
農道、水路の簡易な整備及び維持管理	継続					

6 農地の利用集積の促進

(1) 取組方針

荒廃・遊休農地が拡大する中、人・農地プランの活用や農地の貸借等の活性化により農地の流動化を促進し、地域の中心経営体や新規就農者への農地利用集積を図る必要があります。

このため、農地の貸付け、借受け等の意向を把握・整理し、情報を発信するとともに、担い手育成・荒廃農地解消活動と連動した農地集積を推進することにより、利用集積の促進を図ります。

(2) 目標

内容	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
農地の利用集積を促進します。	農地利用集積面積	52ha	64ha

(3) 年度別の取組内容

取組内容	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
農地利用集積の推進	継続				
農地の貸借、売買情報の把握と農地銀行、農地中間管理機構への登録促進及び農地ナビ、看板制度による情報発信の強化	継続				
農地銀行や農地中間管理機構等による農地貸借及び売買情報を活用した農地の利用集積促進	継続				
担い手育成及び荒廃農地解消と連動した農地集積化（新たな担い手への農地の確保）	継続				

7 地産地消の推進

(1) 取組方針

地産地消を推進するためには、地場産農産物の安定生産及び安定供給を図るとともに、消費者の地場産農産物に対する愛着や信頼性を高める必要があります。

このため、地場産農産物の積極的なPRや農業者と市民との交流促進を図るとともに市民及び流通関係者と一体となった産地ブランドの構築による「秦野版地産地消」の推進を図ります。

(2) 目標

内 容	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
地場産農産物を応援する地産地消サポーターを増やします。	地産地消サポーター協力事業所数	47事業所	55事業所
学校給食への供給量を増やします。	学校給食の食材に占める地場産物の使用率	37.2% (*1)	50%

《本市の地場産率の算定方法》

給食食材のうち、秦野産野菜を使用している品目ごとの年間総使用量に対し、秦野産を50%以上使用した品目の割合

*1 令和元年度の「小学校給食」における地場産物使用実績を、上記の条件で算定した数値

(3) 年度別の取組内容

取組内容	年度				
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
地場産農産物のPR及び消費者が求める情報提供	継続				
地場産農産物を応援する地産地消サポーター制度の推進	継続				
イベントを通じた地産地消の推進	継続				
新たな起業の促進と起業家への経営・技術面の支援	継続				
中学校完全給食への地場産農産物の供給	着手				
学校給食への供給量拡大及び安全・安心な農作物提供のための関係団体との連携強化	継続				
学校給食への食材供給団体の育成・強化	継続				

8 環境にやさしい農業の推進

(1) 取組方針

食の安全に対する市民の関心・期待が高まる中、消費者ニーズに対応した新鮮で質の高い安全な農産物を供給するため、環境保全型農業による農産物の品質向上と産地化を促進し、消費者に選ばれる競争力を持った農産物のブランド化の構築を図ります。

(2) 目標

内 容	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
地場産農産物の安全性や品質の向上によるブランド化を推進し、農業者や市民等へのPRを図ります。	優良農産物等登録認証件数	7件	12件

(3) 年度別の取組内容

取組内容	年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
	GAP(農業生産工程管理)や生産履歴記帳による品質確保	継続				
優良農産物等登録認証制度(環境保全型農業)の推進	継続					

9 特産・振興農産物の普及・拡大

(1) 取組方針

担い手の減少や農産物価格の低迷等により農業生産額が減少する中、多様な農産物を生産する本市の農業は、生産量が少ない品目など、産地形成が困難な農産物もあり、特産である落花生は、生産量も年々減少しています。このため、地産地消の推進による産地ブランド化の促進と特産農産物の生産拡大及び技術・品質の向上を促進します。

(2) 目標

内 容	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
特産農産物の生産量を増やします。	落花生の作付面積(*1)	1,886a	1,950a

(3) 年度別の取組内容

取組内容	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
地産地消の推進による農畜産物の産地ブランド化と有利販売の検討	継続				
特産農産物の生産量拡大、生産効率・技術及び品質の向上の促進	継続				
農商工連携による生産・販路拡大に向けた協議	継続				

*1 作付面積…落花生生産振興に係る本市の補助事業対象者の作付面積

10 体験型農業の拡充

(1) 取組方針

現在、本市の地域特性や地域資源を生かした各種掘り取り・もぎ取り観光及び農園ハイクなど、様々な体験型農業を実施しています。今後、さらに、農業・農産物に対する理解を深めるため、体験型農業の受け入れ態勢の充実及び効果的なPRにより、農業者と市民との交流を推進します。

(2) 目標

内 容	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
観光農業の取組を促進します。	体験型農業参加区画数	344区画数	375区画数
	はだの農業満喫CLUB会員登録者数	250人 (R2. 10時点)	590人

(3) 年度別の取組内容

取組内容	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
オーナー制度の推進	継続				
掘り取り・もぎ取り観光の実施及び新規団体の育成	継続				
農園ハイク、そば打ち体験及びブルーベリー・玉ねぎ等の収穫体験の実施	継続				
会員登録によるイベント情報の積極的な発信	継続				

11 食農教育の推進

(1) 取組方針

子どもや若い世代を中心に栄養摂取の偏(かたよ)りなどが懸念され、食を通じた心身の健康増進と豊かな人間形成が求められています。農業・農地や食の重要性を本市の将来を担う子どもたちに伝えるため、学校給食への地場産農産物の供給量拡大や学校等における農業を学ぶ機会の創出及び各種農業体験事業を推進します。

(2) 目標

内 容	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
子どもが農業に触れ合う機会を増やします。	小学生・親子農業体験事業(*1)及び学校等における食農教育の実施回数	101回	503回 (*2)

(3) 年度別の取組内容

取組内容	年度				
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
学校、幼稚園及びこども園等を通じた食農教育の推進	継続				
学校給食への地場産農産物の供給量拡大及び安全・安心な農作物提供のための関係団体との連携強化	継続				
学校給食への食材供給団体の育成・強化	継続				
生産者による子ども・保護者を対象にした農業体験事業の推進	継続				
学校農園の活用	継続				

*1 親子農業体験事業…秦野市食生活改善推進団体が実施するアイデア料理コンテストや地場産野菜教室、経営士会が実施する小学生農業体験及び農協が実施するちゃぐりんスクール（農協が食農教育の一環として毎年実施している事業で、子どもたちに食べ物や農業を通じて地域の文化を伝えている）

*2 計画期間中（令和3年度から令和7年度）の累計実施回数

6 計画の推進に向けて

都市農業振興計画では、本市の農業の将来像である「多様な担い手がつなぐ、農の恵みが溢れる都市(まち)」の実現を図るため、計画期間中の具体の取組を、「主な施策・事業」及び「重点施策・事業」に掲載しました。

この施策・事業の着実な実現を図るため、次の視点に留意しながら、計画を推進していきます。

(1) 農業者、市民、関係団体等との協働

農業・農地がもたらす恵みを生かしたまちづくりを進めるため、農業者、市民及び関係団体等の協働により、計画の着実な推進を図ります。

(2) 計画の進行管理

農業者団体及び学識者等で構成する「秦野市都市農業振興計画推進委員会」により、都市農業振興計画に掲げる各施策・事業の実施状況や達成状況について点検・評価を行い、その結果を公表し、評価に基づく取組内容の必要な見直しを行うなど、適切な進行管理に努めます。

資料編

1 都市農業振興計画の策定経過

(1) 主な経過

年	月	内容
令和 2年	7月	・令和2年度第1回秦野市都市農業振興計画推進委員会開催 (都市農業振興計画の進行状況、改定に向けた協議)
	10月	・第2回秦野市都市農業振興計画推進委員会開催 (都市農業振興計画素案の協議)
令和 3年	1月	・第3回秦野市都市農業振興計画推進委員会開催 (都市農業振興計画案の協議) ・都市農業振興計画案の作成
	2月	・都市農業振興計画案の公表 (自由意見の募集)
	3月	・第4回秦野市都市農業振興計画推進委員会開催 (都市農業振興計画最終案の協議) ・都市農業振興計画最終案の作成 ・都市農業振興計画の決定

(2) 秦野市都市農業振興計画推進委員会委員名簿

令和3年3月現在

No.	職名	氏名	備考（団体名・役職名等）
1	会長	竹本 田持	明治大学農学部教授
2	副会長	山口 孝嘉	農業経営士会会長
3	委員	有山 公崇	(株)流通研究所取締役主任研究員
4	〃	宮村 俊男	秦野市農業委員会会長
5	〃	北村 睦	秦野市認定農業者協議会会長
6	〃	山口 哲治	秦野市農業協同組合青年部委員長
7	〃	熊澤 淳子	秦野市農業協同組合女性部部长
8	〃	小澤 美代	秦野市食生活改善推進団体副会長
9	〃	高井 鏡子	前ユーコープかながわ理事
10	〃	谷口 嘉信	秦野市観光協会専務理事
11	〃	小林 俊彦	秦野商工会議所事務局長
12	〃	山岸 一章	秦野市農業協同組合営農部長
13	〃	高村 眞由美	湘南地域県政総合センター地域農政推進課長

(3) 秦野市都市農業振興計画推進委員会規則

(平成 26 年 9 月 5 日規則第 37 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、秦野市附属機関の設置等に関する条例(昭和 33 年秦野市条例第 6 号)第 2 条の規定により設置される秦野市都市農業振興計画推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(委員)

第 2 条 委員会は、13 名の委員により組織する。

2 委員会の委員(臨時委員を含む。第 6 条、第 7 条、第 9 条及び第 10 条において同じ。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第 4 条 臨時委員は、必要の都度市長が委嘱する。

2 臨時委員は、委嘱の目的に係る審議又は調査に加わり、その目的に係る答申又は建議が終了したときに、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長それぞれ 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第 6 条 委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の所掌事務は、会長が委員会に諮って定める。

3 専門部会は、会長が委員会に諮って指名する委員により構成する。

4 専門部会に部会長を置き、その構成員の互選により定める。

5 部会長は、専門部会の会務を総理する。

6 部会長に事故があるときは、専門部会の構成員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代理する。

7 部会長は、必要に応じて審議の経過又は結果を直近に開催される委員会の会議で報告するものとする。

(会議)

第 7 条 委員会又は専門部会の会議(以下「会議」という。)は、それぞれ会長又は部会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員会又は専門部会それぞれの構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会又は専門部会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議

への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開とする。ただし、会議の秩序維持のためその他会議の運営上必要があると認めるときは、委員会又は専門部会の議決により非公開とすることができる。

(議事録の作成)

第9条 会議の議事は、その経過に係る要点を記録しておかなければならない。

2 議事録には、委員会については会長及び会長が指名した委員1名が、専門部会については部会長及び部会長が指名した委員1名が署名するものとする。

(秘密の保持)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、農政主管課において処理する。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会又は専門部会の運営について必要な事項は、会長又は部会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(4) 秦野市都市農業振興計画に関する提言書

令和3年3月29日

秦野市長 高橋昌和様

秦野市都市農業振興計画推進委員会
会長 竹本 田持

秦野市都市農業振興計画について（提言）

現在、秦野市において計画されている「秦野市都市農業振興計画」（案）について、本委員会において慎重に議論いたしました。

つきましては、別添のとおり提言します。

秦野市都市農業振興計画に関する提言書

農業者の高齢化や後継者不足が進行する状況下において、近年、頻発する自然災害や異常気象、深刻化する鳥獣被害に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による農産物価格の低迷や新たな生活様式への対応など、農業経営はこれまで以上に厳しさを増しています。

そのような中、令和3年度に予定されている中学校完全給食の開始と新東名高速道路秦野サービスエリアスマートインターチェンジ（仮称）の開通は、秦野市の農業振興を図る絶好の機会となり得ます。

新たに策定する計画では、引き続き、将来像に掲げた「多様な担い手がつなぐ、農の恵みが溢れる都市（まち）」の実現に向け、このような時代の変化への対応も求められます。

このため、下記の点に留意しつつ、農業者はもとより市民、関係機関及び行政がそれぞれの役割を理解し、より一層の協力、連携のもとで計画が着実に推進されることを要望します。

1 経営・担い手について

(1) 担い手が減少する中、農業が魅力ある産業として選択されるよう、質の高い経営の実践者を育成するとともに、将来を担う若い世代や定年帰農者など多様な担い手の確保に向け、農業の魅力を発信していくことが重要である。そのためには、誰もが気軽に農業に触れ合う機会を創出することが必要である。

(2) 鳥獣及び病害虫被害は年々増加傾向にあり、今後、より深刻になることが懸念されることから、被害軽減に加えジビエ利用など捕獲後の活用に向け、地域、関係団体及び行政が一体となり対策を講ずるとともに近隣自治体との情報共有、連携を密にして取り組む必要がある。

なお、ジビエ利用を検討するに当たっては、地産地消の観点から市内飲食店等との連携が必要である。

2 農地について

(1) 農地及び農道の基盤整備を推進するとともに地域と連携した農地の利用集積を図り、営農の基盤となる農地を保全する必要がある。

(2) 担い手の減少や大規模な自然災害が多発する中、食料供給のための生産基盤、防災空間や良好な景観形成等の多面的機能及び名水を育む地下水かん養など農地が持つ様々な役割に鑑み、維持・保全に努める必要がある。

また、都市農業振興基本法の趣旨に鑑み、市街化区域内の農地についても特定生産緑地制度の活用等による維持、保全及び多面的機能が有効に発揮されるよう努める必要がある。

3 生産・販売について

(1) 学校給食への秦野産農産物の安定供給及び更なる供給量拡大を図るためには、取引価格など農業者が安心して生産できる仕組みづくりが必要である。

また、学校給食をはじめ、農業に関して学習する場や農業に触れ合う機会の提供など幅広い食農教育に取り組んでいく必要がある。

(2) 優良農産物の生産拡大及び他産業との連携等による付加価値の向上を図るとともに優良農産物等登録認証制度の周知に努め、消費拡大を図る必要がある。

(3) 新型コロナウイルス感染症等に対応した生産方法の確立及び販路を確保する必要がある。

4 市民交流について

(1) 高齢社会が進行する中、体験型農業や農業参画を推進するうえで市民の役割は一層高まっていることから、新東名高速道路の開通による外需の増加に加え、市民からの内需にも目を向けた観光農業及び農業参画の取組を推進する必要がある。

(2) 観光農業の推進に当たっては、他の観光資源や他産業との連携など地域一体となった相乗効果のある取組を推進する必要がある。

2 前計画における目標設定一覧（計画期間：平成28年度～令和2年度）

No.	重点施策・事業名	指標名(定義等)	現状値(H26)	目標値(R2)	目標設定の考え方
基本目標Ⅰ：農業経営の安定化と担い手の育成・確保					
1	認定農業者の育成	認定農業者数	89人	100人	過去5年間の平均新規認定数は約3人だが、今後、高齢等を理由に未更新者が増えることを考慮し、毎年およそ2名の増加を図る。
2	農業経営の合理化の促進	認定農業者の経営改善計画の達成率	62%	68%	総合計画と整合を図り、5年間で68%の達成率を目指す。
3	新たな担い手の育成・確保	就農者数(市民農業塾修了者及び認定新規就農者で農業を継続している者)	50人	74人	毎年4人の新規就農を目指すとともに、既就農者が営農継続するための支援を行う。
基本目標Ⅱ：農地の保全と農地の持つ多面的機能の活用					
4	鳥獣被害防除対策	農作物年間被害面積(農協鳥獣被害調査)	54ha	33ha	関係機関や団体等と連携し、鳥獣被害の減少の取り組み、毎年3.5haの被害面積の減少を図る。
5	耕作放棄地・荒廃農地の解消	荒廃農地年間解消面積(荒廃農地解消ボランティア事業及び農地流動化促進事業により利用権を設定した面積)	80a	100a	担い手への積極的なマッチング活動により、5年間で20aの増加を図る。
6	農地の利用集積の促進	農用地利用権設定面積	48ha	72ha	関係機関との連携及び積極的なマッチング活動により、毎年、直近の新規設定面積である4haの増加を図る。
基本目標Ⅲ：安全な農産物の生産・消費による地産地消の実現					
7	地産地消の推進	地産地消サポーター協力店数	32事業所	38事業所	制度のPR等により、新たな協力店の確保に努め、毎年1事業所の増加を図る。
		小学校給食における秦野産農産物(kg)の占める割合(年間)	31.5%	33%	農産物供給団体との連携により、5年間で1.5%の増加を図る。
8	環境にやさしい農業の推進	優良農産物登録認証件数	3件	9件	制度のPRや関係団体との連携により、毎年1件の増加を図る。
9	特産・振興農産物の普及・拡大	落花生の作付面積(落花生生産振興に係る本市の補助事業対象者の作付面積)	1,002a	1,300a	落花生の生産量の拡大を図るため、支援制度のPR等により、毎年50aの作付面積の増加を図る。
基本目標Ⅳ：農業に対する理解の促進と交流の活性化					
10	体験型農業の拡充	体験型農業(オーナー制度含む)参加区画数	250区画	300区画	関係団体との連携により、毎年10区画の増加を図る。(実施時期の重複等により新規事業を増やすことが難しいため、区画数の増加を図るこ目標に修正するもの。)
		はだの農業満喫CLUB会員登録者数	374人	495人	関係機関や事業実施団体と連携し、毎年20人の増加を図る。
11	食農教育の推進	小学生・親子農業体験事業参加者数(アイデア料理コンテスト、小学生農業体験、ちゃぐりんスクール、親子地場産野菜教室)	690人	750人	事業実施団体との連携を図り、毎年10人の増加を図る。

3 前計画の進行状況について

(1) 把握時点

令和2年3月31日

(2) 把握方法

ア 指標の推移

都市農業振興計画では、計画期間中に特に重点的に実施する取組を「重点施策・事業と位置付け、令和2年までに実現を目指す目標値（全13指標）を掲げた。

この指標の推移を下記判断区分（資表 1-1）に基づき、「目標値達成」、「上昇」、「横ばい」及び「下降」の4区分に分類した。

●資表1 指標の推移区分

区 分	基 準
目標値達成	目標値を達成したもの
上昇	策定時から目標値にかけて上昇率が20%以上のもの
横ばい	策定時と数値が横ばいで目標値を達成できなかったもの
下降	策定時から目標値にかけて下降率が20%以上のもの

(2) 各事業の取組結果

都市農業振興計画では、基本目標に掲げる4つの分野に沿って、計画期間中に実施する事業を「具体の取組」として全92事業を位置付けた（重複掲載事業については、1事業としてカウント）。

この取組結果を、「完了」、「取組中」、「未着手」の3区分に分類し、振興計画全体の進行状況を把握することとした。

(3) 結果

ア 指標の推移

(7) 総括

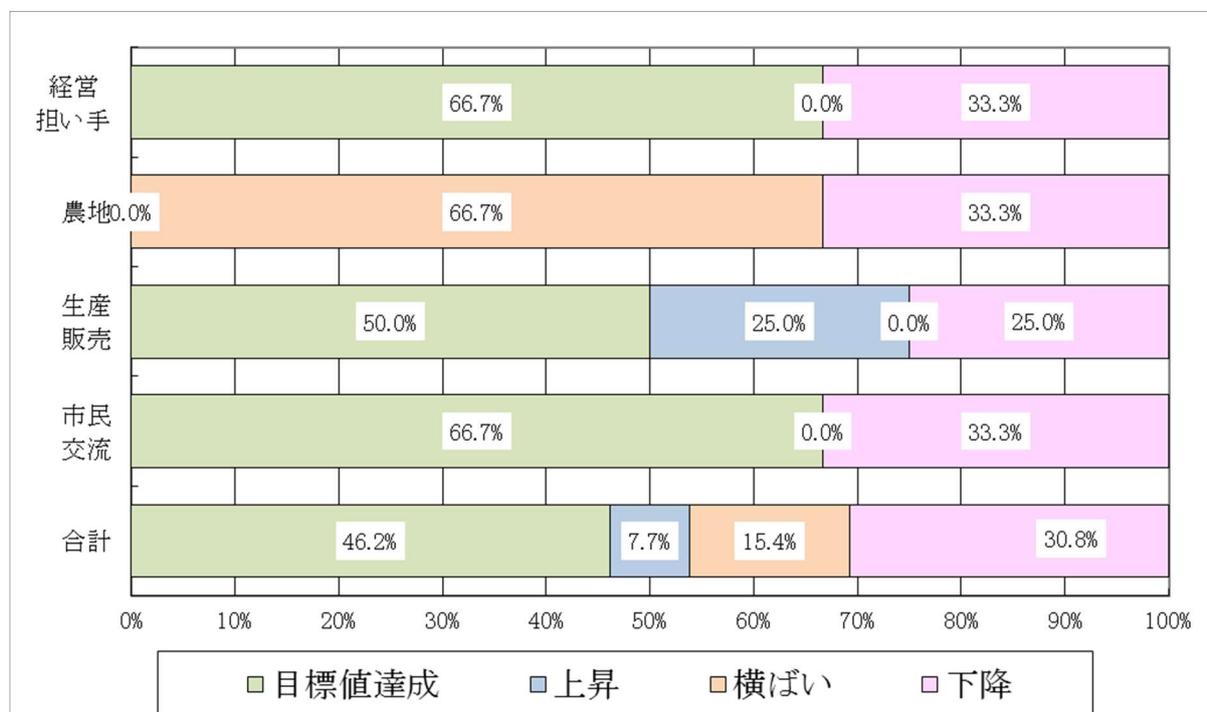
重要施策13指標の推移は、「目標値達成が6指標（46.1%）」、「上昇が2指標（15.4%）」、「横ばいが1指標（7.7%）」及び「下降が4指標（30.8%）」であった。

基本目標別（4分野）で見ると、目標値達成及び上昇の割合が高い順で、「生産・販売（75%）」、「経営・担い手（66.7%）」、「市民交流（66.7%）」、「農地（33.3%）」となっている。下降の指標では、平成31年3月の段階で1指標あったが（7.7%）、令和2年3月には4指標となった。（30.8%）（図表2-1・2-2 参照）

●資表2 指標の推移（策定時と比較）

区分	指標数	割合
目標値達成	6	46.1%
上昇	2	15.4%
横ばい	1	7.7%
下降	4	30.8%
合計	13	—

●資図2 指標の推移（基本目標別）



(イ) 目標値達成及び下降している指標

目標値を達成している指標（6指標）及び策定時より数値が下降している指標（4指標）は次のとおり。（資表3-1・3-2 参照）

●資表3-1 目標値を達成した指標

No.	重点施策・事業名	指標名(定義等)	策定時 (H28. 3)	目標値 (R3. 3)	現状値 (H29. 3)	現状値 (H30. 3)	現状値 (H31. 3)	現状値 (R2. 3)	評価
1	農業経営の合理化の促進	認定農業者の経営改善計画の達成率	62% (H26年)	68%	83%	77%	75%	80%	認定農業者の経営改善に向けた自主的な取り組み及び規模拡大に対する支援等により、目標値を上回った。
2	新たな担い手の育成・確保	就農者数(市民農業塾修了者及び認定新規就農者で農業を継続している者)	50人 (H26年)	74人	66人	67人	71人	76人	認定農業者の経営改善に向けた自主的な取り組み及び規模拡大に対する支援等により、目標値を上回った。
3	地産地消の推進	地産地消サポーター協力事業所数	32事業所 (H26年)	38事業所	32事業所	37事業所	42事業所	47事業所	定期的に応報媒体を活用し制度の周知を図ったことから昨年度に加え地産地消サポーター協力事業者の新規獲得ができた。
4	特産・振興農産物の普及・拡大	落花生の作付面積 ※補助金申請面積	1,002a	1,300a	1,685a	1,559a	1,749a	1,886a	前年度の補助制度活用者への周知及び広報媒体等を利用した制度のPRにより作付面積の増加に繋がった。
5	体験型農業の拡充	体験型農業参加区画数	250区画数 (H26年)	300区画数	303区画数	350区画数	360区画数	344区画数	市内の中心的担い手に声掛けを行うことで事業の周知を図り、新たな品目を増やす等に努めることで目標値を上回った。
6	体験型農業の拡充	はだの農業満喫CLUB会員登録者数	374人 (H26年)	495人	604人	626人	644人	669人	農業関係のイベント時に案内することにより、目標値を上回った。

●資表 3-2 策定時より数値が下降した指標

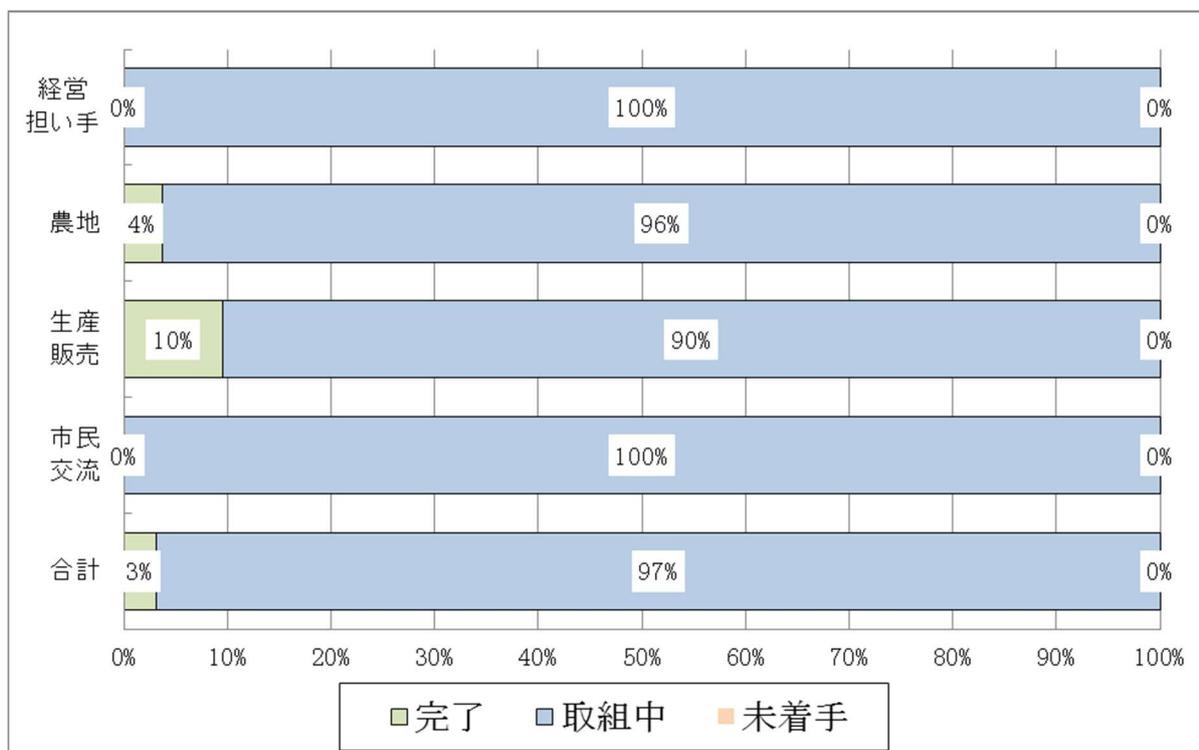
No.	重点施策・事業名	指標名(定義等)	策定時 (H28. 3)	目標値 (R3. 3)	現状値 (H29. 3)	現状値 (H30. 3)	現状値 (H31. 3)	現状値 (R2. 3)	評価及び今後の対応
1	認定農業者の育成	認定農業者数	89人 (H26年)	100人	86人	88人	86人	85人	新規認定者1人、認定期間満了者2人が未更新であったため、減となった。 今後は家族経営協定も含めた新規認定者の掘り起こし等により増加に努める。
2	耕作放棄地・荒廃農地の解消	耕作放棄地・荒廃農地年間解消面積(荒廃農地解消ボランティア事業及び農地流動化促進事業により利用権設定した面積)	80a (H26年)	100a	87a	86a	83a	39a	荒廃農地解消ボランティア事業により、耕作放棄地の解消に努めた。 農地流動化促進事業については、主に新規就農者が活用をしていたが、荒廃農地でなくても借りられる農地が増えていることから、令和元年度は実績がなかった。 利用権の設定はないものの荒廃農地の解消に取り組んだ面積は24aだった。 今後も、事業のPRや活動の推進を図り、耕作放棄地の解消面積の増加に努める。
3	地産地消の推進	小学校給食における秦野産農産物(kg)の占める割合	31.5% (H26年)	33%	28.6%	28.7%	31.5%	30.7%	天候の影響や鳥獣被害による収量減、また、規格に合致せず給食用として供給できなかったことにより数値の減少となった。 引き続き供給団体と連携を取りながら使用拡大を図る。
4	食農教育の推進	小学生・親子農業体験事業参加者数(アイデア料理コンテスト、小学生農業体験、ちゃぐりんスクール、親子地場産野菜教室)	690人 (H26年)	750人	627人	781人	723人	637人	学校単位での参加が1校分減ったことから減少となった。 再度学校単位での参加等呼びかけ参加者数増加を図る。

イ 各事業の進行状況

(7) 総括

全92事業の進行状況は、「完了が2事業 (2.2%)」「取組中が90事業 (97.8%)」という結果となっている。

●資図4 各事業の進行状況



(イ) 完了事業

完了事業は次のとおり。(資表5 参照)

●資表5 完了の事業

No.	区分	主な施策・事業	具体の取組み	これまでの取組内容
1	II 農地 III 生産・販売	<ul style="list-style-type: none"> 多面的機能の活用 観光農業資源の整備・活用 	<ul style="list-style-type: none"> 遊休農地等への花畑づくり 遊休農地等での景観作物の植栽による花畑づくり 	遊休農地への菜の花等の作付により、農地の荒廃化防止及び観光資源の整備に努めた。今後は摘み取り園等の体験型農園の整備により、より一層の誘客を図ることとするため当事業は完了とする。 【実績】 H28年度作付面積 12,000㎡ H29年度作付面積 12,580㎡ H30年度作付面積 36,584㎡
2			<ul style="list-style-type: none"> 観光花園の推進 	

(4) まとめ

各事業の進行状況については、全92事業のうち2事業が完了となり、90事業が取組中となっていることから、全体として概ね順調に推進が図られたと判断できる。

また、重点施策・事業の直近の実績について見ると、全13の指標のうち、目標値を達成しているものが6事業で5割近くを占め、上昇している2事業を含めると6割以上となるが、横ばい及び下降している事業が4割近くを占める状況となっている。

計画策定後4年間の推移を見てみると、年々、着実に取組の成果が表れ、目標達成または数値が上昇している指標があるものの、計画策定当初からあまり数値が変わっていないものや数値が徐々に下降している指標もある。

次期計画については、これまでの取組を踏まえつつ、新たに策定される新総合計画等との整合を図りながら策定する必要がある。

4 目標設定一覧（計画期間：令和3年度～令和7年度）

No.	重点施策・事業名	指標名(定義等)	策定時 (2.3)	目標値 (8.3)	目標設定の考え方
基本目標Ⅰ：農業経営の安定化と担い手の育成・確保					
1	認定農業者・地域の中心経営体の確保	人・農地プランの掲載者数	95人	113人	毎年認定農業者2人、新規就農者1人を新規掲載する。
2	農業経営の合理化の促進	認定農業者の経営改善計画の達成率	80%	80%	過去5年間(R1:80.2%、H30:75.0%、H29:72.1%、H28:82.2%、H27:78.0%)の平均値:77.5%を参考として目標値を設定。
3	新たな担い手の育成・確保	新規就農者数	84人	114人	毎年5人の新規就農を目指すとともに、既就農者が営農継続するための支援を行う。
基本目標Ⅱ：農地の保全と農地の持つ多面的機能の活用					
4	鳥獣被害防除対策	鳥獣被害対策重点取組地域数	—	8地域	毎年度新たな重点取組地域を選定していき、最終的に市内全域(本町・南・東・北・大根・鶴巻・西・上の8地域)での地域ぐるみの鳥獣被害対策の支援の実施を目標とする。
5	農道・農地の整備、維持管理	農道の整備延長	—	480m (戸川、柳川、ほか新規2地区)	全体延長480mを令和3年から5か年で4地区の工事を計画、各年度末における累計の延長を設定。
6	農地の利用集積の促進	農地利用集積面積	52ha	64ha	関係機関との連携及び積極的なマッチング活動により、毎年、直近の設定増加面積である2haの増加を図る。
基本目標Ⅲ：安全な農産物の生産・消費による地産地消の実現					
7	地産地消の推進	地産地消サポーター協力事業所数	47事業所	55事業所	制度のPR等により新たな協力店の確保に努め、5年間で8店舗の増加を図る。
		学校給食の食材に占める地場産物の利用率	37.2%	50%	農産物供給団体との連携により、5年間で50%を目指す。(秦野市教育振興基本計画と整合)
8	環境にやさしい農業の推進	優良農産物登録認証件数	7件	12件	制度のPR等により、新たな協力店の確保に努め、毎年1事業所の増加を図る。
9	特産・振興農産物の普及・拡大	落花生の作付面積 ※補助金申請面積	1,886a	1,950a	落花生の生産量の拡大を図るため、支援制度のPR等により、毎年10a程度の作付面積の増加を図る。
基本目標Ⅳ：農業に対する理解の促進と交流の活性化					
10	体験型農業の拡充	体験型農業参加区画数	344区画	375区画	関係団体との連携により、毎年5区画の増加を図る。 ※コロナ禍を踏まえ当面は縮小して実施することから参加者数が少なくなることを考慮
		はだの農業満喫CLUB会員登録者数	250人 ※R2.10時点	590人	関係機関や事業実施団体と連携し、毎年100人の増加を図る。
11	食農教育の推進	小学生・親子農業体験事業及び学校等における食農教育の実施回数	101回	503回	事業実施団体との連携し、実施回数の増加を図る。 ※実施回数は計画期間中の累計とする。

5 目指す営農モデル

(1) 本市の農業の中核的な担い手となる認定農業者の具体的な経営の指標

年間農業所得	概ね650万円（1個別経営体当たり）
	概ね550万円（主たる従事者1人当たり）
年間労働時間	1,800～2,000時間（主たる従事者1人当たり）

上記の農業経営の指標を、本紙における主要な営農類型で示すと次の通りです。

[個別経営体]（農業経営の指標の例）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
① 施設トマト ・キュウリ	<作付面積> 促成トマト 0.2ha 半促成トマト 0.2ha 抑制キュウリ 0.4ha 小計 0.8ha パレイショ、キャベツ等 0.8ha <経営面積> 施設面積 0.5ha 畑 0.5ha 計 1.0ha	<資本装備> 硬質プラスチックハウス 2,000㎡ 大型ビニールハウス 2,000㎡ 自動カーテン・暖房機・燃料タンク・動力噴霧機・トラクター・管理作業機・作業舎兼農機具庫・車庫・トラック・パソコン <その他> ・授粉用昆虫（マルハナバチ）を利用した作業省力化 ・防虫ネット、ラノーテープ、微生物農薬等を利用した環境保全型農業技術の導入 ・土壌診断に基づく土づくり、たい肥施用、施肥等による生産安定化 ・養液分析、診断に基づく肥培管理による生産安定化	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ・共同直売所や量販店の地場産コーナー等の地産地消販売ルート確保充実 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農作業事故防止対策の徹底 ・農繁期等の労力不足時における軽作業を中心とした臨時雇用の確保による過重労働の防止
② 施設イチゴ ＋ 露地野菜	<作付面積> 促成早出イチゴ 0.14ha 促成普通イチゴ 0.1ha 小計 0.24ha カンショ、パレイショ、キャベツ等 1.1ha <経営面積> 施設面積 0.3ha 畑 0.7ha 計 1.0ha	<資本装備> 大型ビニールハウス 2,400㎡ 自動カーテン・暖房機・燃料タンク・トラクター・管理作業機・動力噴霧機・作業舎兼農機具庫・車庫・トラック・パソコン <その他> ・授粉用昆虫（ミツバチ）を利用した作業省力化 ・防虫ネット、ラノーテープ、天敵等を利用した環境保全型農業技術の導入 ・土壌診断に基づく土づくり、たい肥施用、施肥等による生産安定化 ・新技術を利用した良質苗の生産及び生産の安定化	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ・共同販売による市場での有利販売体制の確立 ・共同直売所や量販店の地場産コーナー等の地産地消販売ルート確保充実 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農作業事故防止対策の徹底 ・農繁期等の労力不足時における軽作業を中心とした臨時雇用の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
③ 温室バラ	<作付面積等> バラ 0.33ha <経営面積> 施設面積 0.6ha 水田 0.2ha 計 0.8ha	<基本装備> ガラス室(鉄骨アルミ) 1,650 m ² 硬室フィルムハウス 1,650 m ² 暖房用配管・燃料タンク・ボイラー 室・冷蔵庫・薬散用動噴他・灌水施設 設・作業舎・倉庫・車庫・耕運機・トラック・水槽 <その他> ・消費者ニーズに対応した多品種栽培 ・温室は複合環境制御による自動・省力化	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・農繁期のパート活用など、労力の削減 ・機械化による労働時間の短縮
④ 温室 カーネーション	<作付面積等> カーネーション 0.33ha <経営面積> 施設面積 0.6ha 水田 0.3ha 計 0.9ha	<基本装備> 硬室フィルムハウス 1,650 m ² 大型ビニールハウス 1,650 m ² 暖房機・燃料タンク・冷蔵庫・薬散用動噴他・灌水施設・内装カーテン装置・作業舎・倉庫・車庫・耕運機・トラック・水槽 <その他> ・消費者ニーズに対応した多品種栽培 ・温室は複合環境制御による自動・省力化	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・農繁期のパート活用など、労力の削減 ・機械化による労働時間の短縮
⑤ 温室鉢物	<作付面積等> 鉢物 0.13ha 花壇苗 0.10ha 計 0.23ha <経営面積> 施設面積 0.3ha 畑 0.1ha 水田 0.2ha 計 0.6ha	<基本装備> 硬室フィルムハウス 1,000 m ² ビニールハウス 330 m ² 暖房機・燃料タンク・薬散用動噴他・灌水施設・内装カーテン装置・ベンチ・蒸気消毒機・作業舎・倉庫・車庫・トラック・水槽 <その他> ・温室は複合環境制御による自動・省力化 ・直売を主体とした有利販売	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・農繁期のパート活用など、労力の削減 ・共同輸送による労力の軽減
⑥ 花壇用苗	<作付面積等> パンジー等 0.1ha 野菜苗 <経営面積> 施設面積 0.2ha 畑 0.3ha 計 0.5ha	<基本装備> ビニールハウス 1,000 m ² 暖房機・燃料タンク・薬散用動噴他・灌水施設・フロントローダー・は種機・ミキサー・作業舎・倉庫・車庫・トラック・水槽 <その他> ・施設年間2回転程度利用 ・作付け品目は少品目多量生産 ・省力機械の導入	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・農繁期のパート活用など、労力の削減 ・共同輸送による労力の軽減

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
⑦ 野菜直売	<作付面積> 促成トマト 0.1ha 抑制キュウリ 0.1ha 小計 0.2ha ホウレンソウ 0.3ha コマツナ 0.2ha ネギ 0.1ha サトイモ 0.1ha バレイショ 0.05ha ダイコン 0.1ha キャベツ 0.1ha ブロッコリー 0.05ha 小計 1.0ha <経営面積> 施設面積 0.15ha 畑 0.5ha 計 0.65ha	<資本装備> トラクター・管理作業機・動力噴霧機・作業舎兼農機具庫・車庫・トラック・パソコン <その他> ・防虫ネット、べたがけ資材、ラノテーブ、生物農薬（BT剤等）を利用した環境保全型農業技術の導入 ・土壌診断に基づく土づくり、たい肥施用、施肥等による生産安定化	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ・共同直売所や量販店の地場産コーナー等の地産地消販売ルートの確保充実 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農作業事故防止対策の徹底 ・農繁期等の労力不足時における軽作業を中心とした臨時雇用の確保による過重労働の防止
⑧ 露地野菜	<作付面積> ダイコン 0.8ha キャベツ 0.5ha トウモロコシ 0.3ha ブロッコリー 0.2ha バレイショ 0.4ha ニンジン 0.4ha ホウレンソウ 0.3ha カンショ 0.3ha レタス 0.4ha ネギ 0.2ha 落花生 0.3ha 計 3.8ha <経営面積> 畑 2.0ha	<資本装備> トラクター・管理作業機・動力噴霧機・作業舎兼農機具庫・車庫・トラック・パソコン <その他> ・防虫ネット、べたがけ資材、生物農薬（BT剤等）を利用した環境保全型農業技術の導入 ・土壌診断に基づく土づくり、たい肥施用、施肥等による生産安定化	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ・量販店等への地産地消販売ルートの確保充実 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農作業事故防止対策の徹底 ・農繁期等の労力不足時における軽作業を中心とした臨時雇用の確保による過重労働の防止
⑨ 軟弱野菜	<作付面積等> 施設ホウレンソウ 0.3ha 施設コマツナ 0.4ha 小計 0.7ha 露地ホウレンソウ 0.5ha 露地コマツナ 1.5ha 露地シュンギク 0.2ha 小計 2.2ha <経営面積> 施設用地 0.15ha 畑 1.0ha 計 1.15ha	<基本装備> 大型パイプハウス 1,000㎡ 灌水施設・動力噴霧機・トラクター・管理作業機・作業舎兼農機具庫・車庫・トラック・保冷庫 <その他> ・防虫ネット、べたがけ資材、生物農薬（BT剤等）を利用した環境保全型農業技術の導入 ・土壌診断に基づく土づくり、たい肥施用、施肥等による生産安定化	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ・共同直売所や量販店の地場産コーナー等の地産地消販売ルートの確保充実 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・省力機械の導入等による労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農作業事故防止対策の徹底 ・農繁期等の労力不足時における軽作業を中心とした臨時雇用の確保による過重労働の防止
⑩ 茶	<作付面積等> 茶 2.2ha <経営面積> 畑 2.2ha 山林 0.1ha 計 2.3ha	<基本装備> 防霜ファン・栽培舎(木造)・管理作業機・動力噴霧機・動力剪枝機・動力摘採機・冷房機・暖房機・保冷庫・軽トラック・貨物車(クレーン付)	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・農繁期のパート活用など、労力の削減 ・機械化による労働時間の短縮

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
⑪ 落葉果樹 ＋ 水稲	<作付面積等> ナシ 0.5ha ブドウ 0.3ha 水稲 0.3ha 計 1.1ha <経営面積> 畑 0.8ha 水田 0.3ha 計 1.1ha	<基本装備> 果樹柵(防鳥防蛾)・作業台・防虫ネット・動力噴霧機・倉庫・耕運機・防除器具・トラック・乗用草刈り機・パソコン ＊以下は5人の共同利用 田植機4条・乾燥機・コンバイン・もみすり機 <その他> ・耕種的防除、天敵等を利用した環境保全型農業技術の導入 ・土壌診断に基づく土づくり、たい肥や有機質肥料の施用等による生産安定化	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ・共同直売所等の地産地消販売ルートの確保充実 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・省力機械の導入等による労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農作業事故防止対策の徹底 ・農繁期等の労力不足時における軽作業を中心とした臨時雇用者の確保による過重労働の防止
⑫ 酪農 <土地利用型>	<飼養頭数> 成牛 40頭 育成牛 14頭 計 54頭 <経営面積> 施設用地 0.2ha 飼料畑 3.0ha	<資本装備> 成牛舎・育成舎・堆肥舎・サイロ・飼料タンク・バンクリナー・パイプライン・トラクター・バルクローダー・ローリー・ハー・ボトムアップ・フロントローダー・フレージハーベスター・プロトキヤスター・ローラー・プランター・ダンンプトラック・マニュアルレター・スプレヤー	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・軽作業のパート活用など、労力の削減 ・機械化による労働時間の短縮 ・畜産への活用
⑬ 酪農 <都市近郊型>	<飼養頭数> 成牛 40頭 育成牛 14頭 計 54頭 <経営面積> 施設用地 0.2ha 飼料畑 1.6ha	<資本装備> 成牛舎・育成舎・堆肥舎・サイロ・飼料タンク・バンクリナー・パイプライン・トラクター・バルクローダー・ローリー・ハー・ボトムアップ・ショベルローダー・フレージハーベスター・プロトキヤスター・ローラー・プランター・ダンンプトラック・マニュアルレター・スプレヤー	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・軽作業のパート活用など、労力の削減 ・機械化による労働時間の短縮 ・畜産への活用
⑭ 肉用牛 <専用種>	<飼養頭数> 黒毛和種 130頭 <経営面積> 施設用地 0.3ha	<資本装備> 牛舎・堆肥舎・自動換気装置・飼料攪拌機・飼料タンク・ダンンプトラック・ショベルローダー・牛衡機、倉庫等	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・軽作業のパート活用など、労力の削減 ・機械化による労働時間の短縮 ・畜産への活用
⑮ 肉用種 <交雑種>	<飼養頭数> 交雑種 150頭 <経営面積> 施設用地 0.3ha	<資本装備> 牛舎・堆肥舎・自動換気装置・飼料攪拌機・飼料タンク・ダンンプトラック・ショベルローダー・牛衡機、倉庫等	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・軽作業のパート活用など、労力の削減 ・機械化による労働時間の短縮 ・畜産への活用
⑯ 養豚	<飼養頭数> 繁殖雌豚 70頭 種雄豚 5頭 計 75頭 <経営面積> 施設用地 0.2ha	<資本装備> 繁殖豚舎・分娩舎・育成豚舎・肥育豚舎・自動給餌機・飼料タンク・糞処理施設・ダンンプトラック・ショベルローダー・動力噴霧機・秤	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・軽作業のパート活用など、労力の削減 ・機械化による労働時間の短縮 ・畜産への活用

(2) 新たに農業を営もうとする青年等新規就農者の具体的な経営の指標

年間農業所得 概ね250万円（主たる従事者1人当たり）
年間労働時間 1,800～2,000時間（主たる従事者1人当たり）

上記の農業経営の指標を、本紙における主要な営農類型で示すと次の通りです。

[個別経営体]（農業経営の指標の例）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
① 露地野菜	<作付面積> ホウレンソウ 0.2ha タマネギ 0.05ha ネギ 0.05ha エダマメ 0.05ha ダイコン 0.2ha ナス 0.05ha ほかも品目 <経営面積> 畑 0.6ha	<資本装備> ・トラクター 1台 ・パイプハウス 100㎡ ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 ・小型管理機 ほかも <その他> 直売等を主体とした少量多品目の周年栽培	第2の2に準じる	第2の2に準じる
② 露地野菜 + 施設野菜	<作付面積> 促成トマト 0.1ha 抑制キュウリ 0.1ha キャベツ 0.05ha ダイコン 0.05ha レタス 0.05ha タマネギ 0.05ha バレイショ 0.05ha ほかも品目 <経営面積> 施設面積 0.1ha 畑 0.5ha 計 0.6ha	<資本装備> ・ハウス 1,000㎡ ・暖房機 ・パイプハウス 100㎡ ・トラクター 1台 ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 ・小型管理機 ほかも <その他> 直売等を主体とした施設野菜及び多品目露地野菜の周年栽培	第2の2に準じる	第2の2に準じる
③ 露地野菜 + 果樹	<作付面積> 温州みかん 0.2ha ブルーベリー 0.2ha ホウレンソウ 0.1ha キャベツ 0.1ha ダイコン 0.1ha キュウリ 0.05ha ナス 0.05ha スイートコーン 0.05ha ほかも品目 <経営面積> 畑 0.7ha	<資本装備> ・トラクター 1台 ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 ・小型管理機 ほかも <その他> 観光農園を主体とした果樹と野菜の複合経営	第2の2に準じる	第2の2に準じる

秦野市都市農業振興計画（改定版）

令和3年（2021年）3月発行

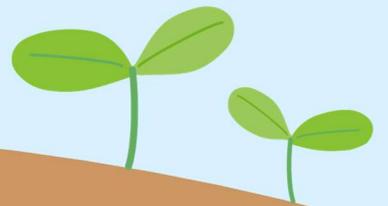
編集・発行：秦野市環境産業部農業振興課

〒257-8501

神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号

Tel : 0463 (82) 9626 Fax : 0463 (82) 6256

<http://www.city.hadano.kanagawa.jp/>



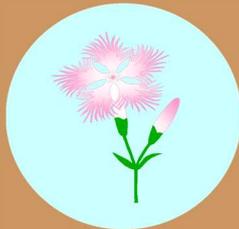
市の木 さざんか



市の木 こぶし



市の鳥 うぐいす



市の花 なでしこ



市の花 あじさい